

平成21年塩尻市議会9月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成21年9月10日(木) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 1号 平成20年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

出席委員・議員

委員長	森川 雄三 君	副委員長	山口 恵子 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	金田 興一 君
委員	小野 光明 君	委員	中野 長勲 君
委員	古厩 圭吾 君	委員	白木 俊嗣 君
議長	塩原 政治 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

局長 酒井 正文 君 議事調査係長 中野 知栄 君

午前10時00分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。総務環境委員会の委員会を開催するわけでありませうけれども、大変、御苦労さまでございますが、2日間、よろしくお願いをいたします。それでは、ただいまから、少し時間は早いですけれども、ただいまから9月定例会、総務環境委員会を開催いたします。本日は、委員全員、出席をしております。審査に入る前に、理事者からあいさつがありましたらお願いをいたします。

理事者あいさつ

収入役 おはようございます。昨日までの本会議に引き続きまして、本日、総務環境委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございました。

まず、冒頭、本会議を通じまして、今回の固定資産税・国保税の二重引き落としについて、議員の皆さまから、それぞれ御指摘、御意見、そして、御指導をいただきました。責任の重大さをひしひしと感じているところであります。担当委員会、開会にあたり、冒頭、まず、委員の皆さま、それから、市民の皆さまに深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

つきましては、本定例会、決算案件をはじめ、重要案件を上程してございます。担当課長を中心に御説明申し上げますので、十分、御審議をいただきまして、認定、あるいは、議決いただきますようお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、日程を説明いたします。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。そのほかにつきましては、副委員長から日程を説明いたします。お願いします。

副委員長 おはようございます。それでは、日程について御説明申し上げます。審査の方法ですが、今回、本委員会より付託案件表のとおり審議を進めていくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

あと、委員会において、今回、視察の予定をとってありませんけれども、日程の都合もありますが、特に視察をしたいというような箇所がありましたら、きょうのお昼までに、委員の方、申し出をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

議案の審査につきましては、円滑な進行のために、簡潔明瞭な質問及び説明、答弁に心がけていただきたいと思います。ですので、よろしくお願いいたします。

議案第 1号 平成20年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目榎川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

委員長 当委員会に付託されました議案第1号、平成20年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目榎川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費及び財産に関する調書であります。これより審査に入りますが、議案第1号の歳出につきましては、ページを区切って審査を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。 それでは、はじめに、

歳出の議会費であります76ページから、総務費、125ページまでの説明を求めます。

取りあえず、関係のない職員の皆さんは、退席をしていただいて結構でありますので、よろしく願いをいたします。
それでは、説明をお願いいたします。

財政課長 ただいま、おっしゃられました箇所の説明の前に、私から決算の概要について、説明をさせていただきたいと思いますが、決算説明資料では99ページ以降にお示しをさせていただきますけれども、大変小さい数字でございますので、ただいま、決算カードを拡大したものをお配りしますので、よろしく願いいたします。

(資料「平成20年度普通会計決算状況」説明)

以上であります。

委員長 御苦労さまでした。先ほどの私の発言は、訂正をさせていただきまして、ただいま、決算状況の説明をいただきましたので、この場面に関して、何か委員の皆さまから質問、御意見等ありましたら、まずは、お出しをいただきたいと思います。ないようでしたら、先へ進めたいと思いますので、また、途中でありましたら、出していただいて結構であります。

中野長勲委員 今、それを聞かれた中で、昨今の今頃からリーマンショックということが始まったわけなのだけれど、そのような感じで、我々は、これは、大変なことになるぞと思ったのだけれど、こうやってみると、国の支援もあったりして、このような状態になったけれど、もし、あれがなかった場合は、どのような結果になっているか、その辺、どのような感じをしているか。

財政課長 幸か不幸か、あのような形で不景気が去年の秋くらい、ちょうど今頃から、この事件が勃発して起こったわけですが、それのおかげで、たまたま、国でも経済対策をいち早く打って、対応してきたわけでありまして、もし、これがなかったにしても、平成20年度の財政計画については、広い中での財政フレームの中で、収支を見込みながら事業も選択をしておりますので、特別に悪影響を及ぼしたということは、なかったというふうに理解しております。

中野長勲委員 本当に、国の経済対策を早急にやってもらった、そして、また、特に前倒しというようなことで、だいぶ、今回は、心配がとけたというような感じであります。安心してありますが、これが、ずっとこのままいくかどうか、これから先、半年間のことであって、こういう状態ですから、まだ、続いて、健全財政を要望していきます。わかりました。

委員長 よろしいですか。それでは、戻りまして、一般会計の歳入歳出の関係でありますけれども、歳出、議会費76ページから総務費125ページまでの説明を求めます。

議会事務局次長 決算書76、77ページ、決算説明資料33ページになりますけれども、お開きをいただきたいと思います。

1款議会費の関係でございますけれども、備考欄で御説明させていただきます。一番上の白丸の特別職給与費の中で、上から2つ目の黒ポツ、議員期末手当につきましては、平成19年度決算対比、395万円の増となっております。パーセントで10.6%となりますけれども、これにつきましては、平成19年度に市議会議員の選挙がありまして、6名の方の新人議員の方が当選されてきております。その方々の6月分の期末手当が減額されていたためでございます。平成20年度については、10分の10、お支払いしてあるために増額になっているものでございます。

その下の黒ポツ、職員共済給付費負担金につきましても、同様の理由によりまして64万円の増になってきておりま

す。

白丸、上から3つ目、議会活動費の中の黒丸、上から2つ目、費用弁償の関係でございますけれども、318万円余でございます。これにつきましては、各委員会の行政視察だとか、会議に出席等にかかる支出でございます。

中ほどになりますけれども、上から11番目の黒ポツになります。会議録作成委託料311万円余でございますけれども、これにつきましては、本会議、常任委員会の会議録の作成をNPO法人長野サマライズ・センターへ委託している金額でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

人事課長 引き続きまして、次のページ、78、79ページでお願いしたいと思います。79ページの備考欄の関係で御説明申し上げます。まず、最初の白丸、委員等報酬でございます。嘱託員報酬14人分ということで、これにつきましては、庶務課の嘱託の運転手、警備員、あるいは、秘書担当、分筆担当等の嘱託員でございます。

その下の白丸、特別職給与費につきましては、理事者分の給料、手当等でございます。

その下、職員給与費でございます。一般職員給料95人分ということで、人数が多いわけですが、この関係につきましては、こちらの科目のほうから、総務部関係、協働企画部関係、あるいは、会計、企画課等の職員を含めた職員に対する給与でございます。

その下の黒ポツ、一般職手当につきましてはでございますが、この7億3,000万円余のうち、退職手当につきましては、先ほど、財政課長のほうからの概要説明の中にも、若干、ふれましたけれども、昨年につきましては、退職者23人に対する退職手当でございます。7億3,000万円のうち4億7,061万8,253円を退職手当として支払っております。

2つ飛びまして、退職手当他会計負担金でございます。これにつきましては、昨年度、退職者の中に、土地開発公社採用の職員が1人おりまして、こちらの公社からの支出に対する一般会計からの負担分でございます。

そのあと、人件費につきましては、該当科目ごと、一般職の正規職員につきましては、備考欄に職員給与費、それから、嘱託員につきましては、委員等報酬ということで、それぞれ計上してございます。ほかの科目にまたがる部分につきましては、先ほどの議会事務局分も含めまして、各科の説明は省略させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

庶務課長 同じページの一般管理事務諸経費につきまして、お願ひいたします。一番上の情報公開審査会委員報酬につきましては、1回開催、3人分の報酬でございますし、その下の費用弁償につきましては、同じく情報公開審査会委員の費用弁償、それから、50周年記念事業実行委員会の委員の費用弁償でございます。

5つ下の電話料につきましては、庁舎関係にかかわります電話料でございます。

次のページ、80、81ページをお願いいたします。上から2つ目の市民総合賠償保険料につきましては、市の賠償保険、それから、市民の社会活動、ボランティアの関係の補償保険という形の中で保険料をかけたものでございます。

3つ下の自動車等借上料につきましては、市の共有車及び大型バスの借上料でございます。

1つ飛んで、有料道路等使用料につきましては、職員の出張時の有料道路の使用料でございます。以上でございます。

秘書広報課長 続きまして秘書事務諸経費をお願ひいたします。486万8,112円という形でございます。前年比6%増という形の決算数字でございます。

主な項目につきまして御説明いたします。黒ポツの2つ目、市長表彰等記念品代でございますけれども、これは、毎年11月3日に行っております市長表彰の、昨年は6人の方を表彰いたしまして、その記念品と、義務教育の9カ年の

皆勤の生徒さんへの記念品という形で、こちらが、昨年9人いらっしゃいましたので、そちらの方々の記念品でございます。

普通旅費でございます。ここが、昨年より少しアップになっているところでございますけれども、昨年度、重要伝統的建造物群保存地区の協議会が九州でございまして、そちらのほうに、市長と随行の職員が行かれたということと、もう一つ、幼児教育の先進地視察が北海道のほうで、理事者が行かれたということの中での旅費の増でございます。それで、先ほどの金額のアップという形でございます。

以下、通常業務の経費でございますけれども、あと、全国市長会の負担金、県市長会の負担金につきましては、平成19年度と変更はございませんが、県市長会では、平成19年度より2,000円減でございます。全国の都市の状況ですけれども、加盟団体で言えば、現在、806団体が、この市長会に加盟しております。これは、東京23区も含めましての数字でございますので、よろしくお願いたします。以上です。

庶務課長 同じページ、庁舎施設管理費につきまして、お願いしたいと思っております。3番目の電力使用料、4番目の上下水道使用料につきましては、庁舎等にかかわるものでございます。

その下の営繕修繕料につきましては、老朽化した食堂からの排水管の改修、それから、内線電話の増設ほか庁舎にかかわります営繕修繕料でございます。

めくっていただきまして、82、83ページ、83ページの関係で、上から4つ目の庁舎管理業務委託料につきましては、庁舎の清掃、また、水質検査等々の業務を委託したものでございます。

それから、ずっと下っていただきまして、10くらい下っていただきますと電話交換業務委託料がありますけれども、これにつきましては、電話交換業務を委託した委託料でございますし、その下のアスベスト含有分析調査委託料につきましては、新たにアスベストの検査項目が加わりましたので、昨年、実施をいたしました。実施箇所につきましては、議場、正面玄関、それから、電話交換機のそれぞれの天井裏でございます。1カ所、電話交換機械室におきまして、クリソタイルという項目が検出をされました。天井裏でございますので、粉じんの検査もあわせて行いましたけれども、下のほうの粉じんは非検出という形で、一応、影響はないという状況になっております。しかしながら、アスベストが検出されましたので、現在、どのような方向で対応していければいいかということで検討しております。この場所が、電話交換機がありますし、それから、コンピューターの関係のサーバ等もおかれているということで、非常に工事が難しいところでございますので、どのような方法がいいのかということで、現在、検討しているところでございます。

その下の白丸、一般管理事務負担金につきましては、会議出席負担金、それから、各種協会の負担金でございます。

その下の平和祈念事業につきましては、平和祈念のつどいの講師、それから、平和教育研修を広島で行っておりますが、その中学生、また、随行者の随行旅費が主なものでございます。以上でございます。

委員会事務局長 その下の黒丸の固定資産評価審査委員会費15万4,000円余でございますが、1つ下の固定資産評価審査委員会委員報酬でございますが、日額9,500円を、委員3人分、延べ9日分をお支払いしたものでございます。

その下にあります普通旅費、あるいは、費用弁償でございますが、委員会、運営研修会に随行しました職員の旅費、また、委員の出席費用弁償でございます。以上でございます。

秘書広報課長 続きまして白丸、都市交流事務諸経費50万2,410円でございます。平成19年度は、ミシャワカへの訪問という形であったわけです。経費が230万円ほどかかっているわけですけれども、平成20年度につきま

しては、平年ベースという形でございます。主な内容は、姉妹都市と友好都市との親善交流のために都市交流協会への補助金が40万円という形でございます。これは、また、この金額につきましても平年ベースの金額でございます。以上であります。

人事課長 続きまして、その下の白丸、職員支援事務諸経費で290万円余でございます。最初の退職職員等記念品代につきましては、職員の表彰規則にしたがいまして、退職職員並びに20年の永年勤続となった職員に対する記念品代でございます。

4つほど飛びまして、下から2番目、公金総合保険料でございます。これにつきましては、公金の輸送中、あるいは保管中の損害に対する保険ということで、人口1人あたり2円30銭を掛けているものでございます。損害に対します補てんにつきましては、直近の決算額20%を上限ということで、ただし、200億円を上限とされているものでございます。

その下、職員採用試験事務委託料、これにつきましては、決算説明資料の34ページのほうにも掲載してございますが、財団法人日本電子試験研究センターに委託して、職員採用の教養試験、専門試験、職場適応性検査につきまして、事務委託をしているものでございます。ちなみに、昨年度の職員採用にあたりましては、応募者が177人に対しまして、4月からの採用19人という結果でございました。

めくっていただきまして、次の84、85ページをお願いいたします。85ページの備考欄のほうで御説明申し上げますが、最初の黒ポツ、IDカード作成委託料、これにつきましては、職員が、職員証として胸に下げているものの作成委託料でございます。

その下の就業管理システム保守委託料、それから、就業管理システム使用料につきましては、職員の出退勤管理のために、その職員証を用いまして、庁内1カ所ずつ5カ所ございますが、そちらのほうを使用しながら、特に、出退勤の管理をしているものに対する委託料、あるいは、機器の使用料でございます。

庶務課長 その下の文書事務費につきましてお願いいたします。主なものにつきましては、郵便料でございますが、これにつきましては、庁内から発送される郵便料のうち、庶務課でもっている郵便料でございます。

それから、例規管理システム委託料につきましては、例規管理にかかわりますシステムサーバーの使用料、また、サーバーの保守料、それから、例規の更新にかかわりますデータ更新の委託料でございます。以上でございます。

秘書広報課長 続きましてその下、広報広聴活動事業ということでございます。2,940万円余でございまして、金額ベースでは平成19年度とほぼ同じでございます。ただ、平成20年度につきましては、広報の発行回数を、従来、24回、毎月2回出していたわけですが、それを2回お休みという形で、年で22回の発行とさせていただいております。ちょうど3年に1遍の業者の入札更新がございましたので、その時にあわせて、平成20年度から変更させていただいたものであります。お休みは、8月15日号と12月15日号の2回でございます。それに伴いまして、中段よりやや下にシルバー人材センターへお願いしていますけれども、広報の発送の仕分け作業の委託料と広報配布の委託料は、多少、減額になるわけでございますけれども、現在、広報につきましては、若干、カラー、4色刷りのページが多くなっているかと思えます。市民の皆さんにわかりやすく情報を提供したいということの現課からの要望と、また、最近、写真等のフォトニュース等も拡充してきているという状況の中で、カラーページが、若干、ふえておりましたので、印刷製本費のほうで、その分、若干、上乘せになっている。トータルとしては、前年と同じ金額という形の内容でございます。

あと大きく変わったところが、下から5つ目にパソコン等使用料というのがございます。これは、新規でございますけれども、こちらは、広報の編集用のパソコンソフトのデスクトップ・パブリッシャーの入った編集用のパソコンでございますけれども、こちらを導入いたしまして、効率的な編集に努めているということでございます。以上であります。

会計課長 続きまして、次の丸、会計事務諸経費でございますが、87ページまでお願いいたします。総額で235万円余と大変少ない額でございますが、臨時職員賃金が1名分でございます。

消耗品費につきましては、会計課の管理分でございますが、プリンタートナーでありますとか、用紙代等でございます。

めくっていただきまして、印刷製本費につきましては、納入通知書等でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

財政課長 続いて、財政管理事務費をお願いしたいと思いますが、主なものとして、一番下の地方公営企業等金融機構出資金でございます。これについては、従来、公営企業金融公庫ということで、主に、公営企業債の上下水道債、駐車場の関係の起債の貸付を行ってきたわけですが、その団体が、財政等融資の改革の一環として見直しがなされて、平成20年10月1日からは、全国の地方公共団体が出資をいたしまして、地方公営企業等金融機構という形で出発をし、なお、平成21年6月1日からは、名称が地方公共団体金融機構というふうに変更になっておりますが、これに対する出資金680万円ということでございます。

その下、財産管理事務諸経費の中で、7行目の全国市有物件災害共済会分担金でございますけれども、これは、車両が156台、建物が224施設に対する掛金でございますし、その下の公営住宅火災共済分担金につきましては、市営住宅103棟、439戸分の掛金でございます。

また、その下の特殊建物定期報告委託料につきましては、建物によりまして、2年に1度のもものと、3年に1度のものというふうでございますけれども、建築基準法に基づきまして、施設の防火構造等について点検をするものでございますが、平成20年度におきましては、片丘小学校ほか20件で、131万9,000円余を要したものでございます。

また、2、3行、下っていただきまして、市道分筆測量等委託料につきましては、725万8,830円をお願いするというので、路線等については、そこにお示しをしております。

次、89ページの2つ目の黒ポツでございますが、土地等賃借料につきましては、資料の70、71ページにお示しをしておりますので、また、ごらんをいただきたいと思っております。

その下の丸、基金積立金でございますが、これについては、資料の29ページをごらんいただきたいと思っております。決算説明資料の29ページにありますが、ごらんいただきますとおり、一般財源的基金と特定目的基金がございますけれども、一般財源的基金の中で、財政調整基金につきましては、平成19年度末、18億7,800万円余でございましたけれども、ごらんいただきますように、元金2億4,000万円、利子12万円余ということで積み立てをしておりますし、取り崩したのが1億3,500万円ほどございまして、平成20年度末は、19億8,300万円余ということで、前年度対比1億400万円余の増ということになっておりまして、一般財源的基金全体を見ましても、対前年2億280万円余の増ということになってきておりますし、さらに、特定目的基金をあわせますと、全体では、右下のほうにございますけれども、基金残高47億625万6,316円でございますが、対前年5億6,800万円余の増というふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

企画課長 6目の企画費をお願いしたいと思っております。決算説明資料では、35ページからになっております。89ペ

ージの備考欄で委員報酬の関係でございますが、行政改革推進委員会委員報酬15人分、4回開催をさせていただきました。その費用でございます。

下の企画事務諸経費、めくっていただきまして91ページ、上のほうですが、後期基本計画策定調査委託料ということで84万円を支出させていただいています。内容的には、後期基本計画の策定にあたりまして、平成20年度から庁内ワーキングチーム等を結成しながら調査を進め、前期の総括、あるいは、見直し等の準備を進めてきたものでございます。

それから、松本広域連合負担金につきましては、総務費関係の負担金となっております。以上です。

地域づくり課長 一番上の丸、地域振興事務諸経費22万1,204円でございますが、これは、一般事務諸経費、並びに財団法人地域活性化センターへの負担金14万円でございます。以上です。

企画課長 次の白丸でございます。未利用地等対策事業の関係でございますが、これにつきましては、旧人材育成エリア、柿沢苗圃跡地の管理費でございます。

下のほうの黒ボツでございますが、旧人材育成エリア等維持管理委託料、柿沢苗圃跡地維持管理委託料、共に除草関係が主なものでございます。人材育成エリアの関係につきましては、マレット協会ヘトイレの清掃等も含めて委託をさせていただいたものでございます。それから、下のトイレ借上料につきましては、旧人材育成エリアのところのマレットゴルフコースのトイレということになっております。

次の白丸、産学官共同研究推進事業でございますが、主なものといしましては、共同研究負担金ということで、信州大学との共同研究S C H O L A に対します負担金300万円でございます。内容的には、子ども見守りシステム、これらの研究開発等の費用となっております。以上です。

財政課長 その下の用地先行取得事業特別会計への繰出金につきましては、この会計への繰出金でございますが、特別会計のほうで詳細については申し上げますので、よろしく申し上げます。

情報推進課長 7目情報開発費、決算書のページで92、93ページ、決算説明資料のほうで35ページでございます。最初の白丸、住民情報等電算処理システム開発・運用事業費でございますが、これは、ホストコンピューターによりまして、25業務を運用する経費でございます。ホストコンピューターの業務につきましては、平成19年度が47業務を処理しておりましたが、税等の再構築によりまして、25業務でしております。

この関係の4つ目の黒ボツ、パンチオペレート業務委託料ですけれども、これにつきましては、パンチ業務を委託している経費ですが、件数としましては、平成20年度は、16万6,000件余という内容でございます。

1つ飛んで、技術支援委託料、これにつきましては、住民基本台帳ネットワークの制度改正対応、それから、ホストコンピューターの運用技術支援等が主なものでございます。

1つ飛びまして、電算機器使用料、これにつきましては、中央処理装置1台、それから、電算室にあります中速プリンタ2台、端末が134台、プリンタが25台等の経費でございます。

次の白丸、行政情報等ネットワークシステム整備事業でございますけれども、これは、主に庁内ネットワーク、それから、LAN、人事・給与、グループウェア、財務等の運用にかかわる経費でございます。主なものとしましては、3つ目の黒ボツ、システム保守委託料、これにつきましては、行政情報提供システム、これは、ホームページのシステムですけれども、その保守業務委託料等が主なものでございます。

その下のパソコン等使用料、これは、職員用のパソコン342台分のリース料でございます。

その下の黒ポツ、財務会計等システム使用料、これにつきましては、5年リースで対応しておりましたけれども、サーバー4台が老朽化したということで、4台を更新し、システム等につきましては、再リースで対応している経費でございます。

その下の塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございますけれども、これにつきましては、指定管理で塩尻情報プラザ、それから市内の光ネットワーク等の管理を委託しているものでございますけれども、この中の主なものにつきましては、指定管理委託料が8,100万円余となっております、委託先はNTT東日本でございまして、指定管理に移行しまして、平成20年で4年目となっております。プラザの来館者数ですけれども、平成19年度に比べまして、860人増の2万5,970人となっております。それから、IT講習が、21コース57回を開催しております。

次のページをお願いいたします。最初の白丸、電子市役所構築事業でございますけれども、これにつきましては、SBCシステム、あるいは、総合行政ネットワークLGWAN等の事業経費でございます。

2つ目の黒ポツ、パソコン等システム委託料、これにつきましては、パソコン等を管理するためのシステムの保守委託料、それから、総合行政ネットワークLGWANの設備の委託料であります。

それから1つ飛んで黒ポツ、SBCサーバー等使用料、これが、2,900万円余となっております。

それから、総合行政ネットワーク運用負担金、この中で、長野県電子申請届出サービス利用負担金としまして128万円余でございますけれども、これは、平成19年度の10月から長野県内の自治体の共同をもってサービスを遂行するものでございまして、平成20年度は、34手続き、79件の申請がございました。

その下の情報処理システム再構築事業でございますけれども、これにつきましては、平成19年度の税システム、平成20年度は、住民記録システム、介護、児童手当、住宅システム等の再構築を行ったものでございます。主な経費としましては、住民情報システム連携委託料が262万円余、それから、住民情報等システム保守委託料が894万円余でございます。

それから、電算機器使用料としまして、税等のシステムが1年分、住民記録・印鑑等のシステムにつきましては、昨年度、再構築をいたしまして、今年度から本運用を始めているものでございますが、これにつきましては、6カ月分のリース料として支出してございます。以上です。

地域づくり課長 続きまして、94、95ページ、8目の地域づくり振興費、95ページの地域づくり推進事業であります。一番上の講師謝礼2万5,000円でございますが、これは、リーダー養成講座におきます講師の謝礼でございます。

一番下の黒丸、ふれあいのまちづくり特別事業補助金725万4,000円でございますが、これは、区誌の編さん、また、公園の整備、文化施設の整備など20件に対しましての補助金でございます。

次の97ページにまいりまして、一番上の黒ポツ、一般コミュニティ助成事業補助金でございますが、これは、吉田四区の防災備品、また、北熊井の和太鼓の購入等、2件に対しまして400万円を支出したものでございます。

その下の地域づくり実践活動補助金でございます。これは、地域の夏祭り、また、河川清掃、地域づくり計画等に対しまして5件、57万5,000円を支出いたしました。

同ページの丸、コミュニティ施設等整備事業683万3,808円でございますが、これは、まず、一番上の設計委託料82万9,500円でございますが、別冊の工事請負費等明細48ページにございますが、(仮称)高出地区センターの基本設計委託料でございます。

その下、防犯灯設置事業補助金と防犯灯電気料補助金でございますが、それぞれ実施灯数をここにお示してございますので、ごらんをいただきたいと思います。また、指定防犯灯に対しまして、591灯でございますが、電気料を支出いたしました。

その下の黒ボツ、集会所改修事業補助金でございますが、これは、長畝と吉田一区の集会所のトイレ改修に対しまして補助をいたしました。

その下の丸、行政連絡諸経費でございますが、これは、行政連絡長さん、いわゆる、区長さん方66名に対しましての報酬、また、行政委託料等でございます。また、平成20年度におきまして、37人の区長さんが退職いたしましたので、その方たちへの記念品、また、謝礼を37万6,620円、支出をいたしました。また、区長会補助金として66万円、研修費負担金として26万8,000円の支出をいたしました。

その下の丸、協働のまちづくり推進事業でございます。これも、協働のまちづくり推進委員会2回を開催いたしましたので、その報酬が6万7,000円でございます。

その下の手話通訳者賃金1万8,313円でございますが、これは、NPOと市民との懇談会における手話通訳の賃金でございます。また、市民活動啓発相談事業委託料15万5,000円でございますが、NPO体験講座、また、NPO体験レポートの冊子を委託したものでございます。

その下、会場使用料5万6,480円でございますが、これは、NPOビレッジならかわのフィルムコミッション事業に対しまして、レザンホールの会場使用料でございます。

屋外ステージ借上料5万2,500円でございますが、これは、さくらフェスティバルにかかわるものでございます。

その下、協働のまちづくり提案公募事業補助金133万6,444円でございますが、協働のまちづくり基金を活用いたしまして、塩尻紹介ボランティア、下西奈みどりの会をはじめ、8団体の活動に対しまして補助をいたしました。

それから、一番下の丸、地域審議会事務諸経費でございますが、榊川地域審議会の開催にかかわる経費でございますので、4回を開催し、延べ64人の委員への報酬でございます。

続きまして、98、99ページ、支所費でございます。支所費に関しましては、まず、共通する賃金、いわゆる、臨時職員賃金について御説明をいたしまして、工事関係につきましては、宗賀、北小野支所長から、のちほど、説明いたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、臨時職員賃金でございますが、支所の窓口に臨時職員の方をお願いしているわけでありましたが、勤務体制といたしまして、フルタイム1日6,100円、また、パートタイムといたしましては1時間780円を基準として行っているものでございまして、平成20年度では、塩尻東、片丘、広丘、吉田、洗馬、宗賀、榊川ということで、19日のフルタイムが各1人、配置いたし、また、北小野支所におきましては、老人福祉施設を併設しているために、ボイラー等の施設管理を含めまして、15日と19日のフルタイム体制で対処してまいりました。

次に、普通旅費から消耗品費以下、補修用資材までであります。これは、それぞれ、支所の維持・管理経費でございますので省略いたします。

その他、特別なものといたしまして、102ページの北小野支所管理運営費でございます。上から7つ目の黒ボツ、アスベスト含有分析調査委託料7万3,500円でございますが、これは、北小野地区センターの天井裏鉄筋吹付け箇所のアスベストの検査をいたしまして、その結果、検出はございませんでした。

そのあと、103ページ、洗馬支所管理運営費のうち6つ目の黒ボツ、農産物加工処理機械点検委託料でございます

が、これにつきましては、りんご、味噌等の加工の機械の点検料でございます。

続いて、107ページ、櫛川支所管理運営費でございます。一番上から2つ目の黒ポツ、管繕修繕料6万5,070円でございますが、これは、消防点検の際に、指摘のございました所内の消防点検の一部の更新、また、支所で管理しております、奈良井宿場内でございます市営の駐車場の区画線等の修繕費でございます。

最後に、先ほど申し上げましたように別冊の工事請負費等明細書によりまして、宗賀、北小野支所長のほうから工事内容については、御説明いたします。よろしく申し上げます。

宗賀支所長 工事請負費等明細書、6ページをお願いいたします。茶色の小冊子です。こちらの宗賀支所内装工事について説明を申し上げます。宗賀支所につきましては、林業構造改善事業集落施設としまして建設されまして25年がたっております。カーテンの傷みが激しくなりましたので。

委員長 ちょっと、済みません。いいですか。ここで、少し休憩します。今、資料をそこまで持って来ない委員の皆さんがあるものですから、取りあえず10分休憩しまして、申し訳ないですが、お願いします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

委員長 休憩を解いて再開をいたします。支所長、お願いします。

宗賀支所長 では、6ページをお願いいたします。宗賀支所内装工事につきましてでございます。宗賀支所につきましては、林業構造改善事業としまして、昭和58年3月に建設しております。建設以来25年がたちまして、カーテンの傷みが激しくなりましたことによりまして、遮光カーテン138メートル、無地カーテン120メートルを取り替えたものでございます。金額は30万3,450円でございます。以上です。

北小野支所 北小野支所管理運営費でございますが、前庭に芝張り工事を行ったもので、芝張り面積は418平方メートル、芝の種類は高麗芝でございます。昨年の6月末に完成いたしまして、現在、芝目もそろってきており、順調に生育しております。以上です。

くらしの相談室長 それでは、10目の生活支援対策費をお願いいたします。決算書の106、107ページ、また、説明資料につきましては37ページですので、よろしく申し上げます。

一番上の消費生活対策費中、一番下の黒ポツ、消費者団体補助金ですが、これは、塩尻市消費者の会への補助金を交付するものです。

続きまして、生活支援活動費でございますが、シチズンサポーター2人分に伴う報酬並びに社会保険料です。

4つ目の黒ポツ、法律・特設合同相談員謝礼ですが、これは、定例の弁護士による法律相談並びに直接合同相談への謝礼となっております。

下から2つ目の黒ポツの自動車等借上料ですが、これは、定例法律相談の弁護士の帰り分のタクシー代に使用されているものですので、よろしく申し上げます。

庶務課長 その下の定額給付金給付事業につきましてお願いしたいと思います。平成20年度につきましては、事務費の支出が主でございます。一般職手当につきましては、職員の超勤でございますし、臨時職員賃金につきましては、2人分の賃金でございます。

印刷製本費につきましては、申請書等の印刷費でございます。

めくっていただきまして、108、109ページの関係でございます。郵便料につきましては、申請書の発送の郵便料でございます。

1つ飛んで、システム改修委託料につきましては、給付事業にかかわりますシステムの構築、改築、改修ということで委託をしたものでございます。内容的には、リストの作成とか検索とか、それから、消し込みとか、そういうシステム。また、申請書の作成、打ち出し等々のシステムを構築したものでございますので、お願いします。

定額給付金事業につきましては、3月25日に申請書を一齐発送いたしまして、9月25日を申請期限の締め切りということで、現在まで実施してきております。総対象世帯が、9月11日現在で2万5,868世帯、給付世帯が2万4,761世帯、給付率が95.7%、給付金額は10億2,448万8,000円という形になっております。未申請世帯につきましては、1,107世帯ということになっておりますけれども、再三、再申請の御案内をしておりますけれども、申請書が返ってきてしまうという世帯が195世帯ございますので、これは、ほとんど、申請にいたらないだろうということで残り912世帯くらいが、今後、可能性があるということでございます。9月11日現在でも、まだまだ、申請をされてくるという状態ですので、9月11日におきまして、再度、また申請案内をして、できるだけ多くの方に申請をしていただくということをしてまいりたいというように考えております。辞退された方につきましては、前もって、前にもお知らせしてございますけれども、7世帯、9人でございます。それから、寄附につきましては、お二人が寄附をいただきまして、1万2,000円ずつ、それぞれ、合計2万4,000円ですね、寄附をいただいておりますという状況でございます。

事業費につきましては、10億4,254万8,000円が交付決定をされております。現在、10億2,448万8,000円の給付ということですので、最終的には、実績の段階で、国へ1,000万円くらいになるのでしょうか、お返しするというような形になるかと思っております。今後とも、最終、最後まで、できるだけ多くの方に受給していただくように努めてまいりたいというように考えます。以上でございます。

人事課長 引き続きまして、109ページの11目職員厚生費の関係でお願いいたします。中ほどになりますけれども、嘱託医報酬につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、従業員50人以上の企業等につきましては、1人産業医を配置しなさいという内容になっておりまして、これに基づく田村内科医院に委嘱をいたしまして、実施しております、その嘱託医に対する報酬でございます。

その下の白丸、職員健康管理・福利厚生費につきましては、中ほどの被服費につきましてでございますが、これにつきましては、保育士服ですとか、あるいは、臨時採用の職員の作業着代に充てたものでございます。

その下、健康診断料につきましては、長野県健康づくり事業団及びJA厚生連等に健診委託をいたしまして、職員のヘルススクリーニングを年2回、循環器系健診を年2回、延べ4日、それから、がん検診等を実施したのに対する支払いでございます。

その下のメンタルヘルスカウンセリング委託料につきましては、メンタルヘルスを月2回実施しております。1回につき5人の職員のカウンセリングを行っております、年間で延べ120人という形になります。このカウンセリングを産業カウンセラーをお願いしてございますが、そのカウンセラーに対する委託料でございます。

その下の白丸、職員共済組合補助金でございます。これにつきましては、地方公務員法で、福利厚生事業実施に対する補助ということが定められておりますけれども、これに基づきまして、職場活性化事業という形で、職場の親睦等に対する補助、それと、職員の体育部の育成に対する補助、あわせまして290万円余の支出という形になっております。

す。

このページの一番下、12目の職員研修費でございますが、最初の講師謝礼につきましては、職員研修に対する講師謝礼でございますし、その下の特別旅費につきましては、研修にかかわります旅費につきましては、ここからの特別旅費のほうから支出しております。

次のページをお願いいたします。111ページの備考欄でお願いしたいと思います。一番上の黒ポツ、研修委託料につきましては、専門の研修コンサルタントへの研修委託料でございます。

その下の諸研修会参加負担金につきましては、自治大学校、あるいは、市町村アカデミーへの負担金、納入金をあわせまして、その下の各部課派遣研修負担金180万円につきましては、日本経営協会等専門の研修機関への派遣、96コースに対します支払いでございます。

消防防災課長 引き続き、13目防災防犯費をお願いいたします。備考欄の上から2つ目の白丸、防災防犯諸経費、このうち上から8つ目の黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円でございますが、これは、塩尻防犯協会の活動に対する負担金でございます。

その下の白丸、防災施設・設備等整備事業2,000万円余でございますが、上から6つ目の黒ポツ、市地域防災無線保守管理委託料443万円余でございますが、これは、旧塩尻地域の防災無線並びに旧榎川村に設置をしてあります防災行政無線の保守点検委託料でございます。年2回の精密検査、あるいは、通常検査を実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツ、気象観測機器設置工事294万円でございますが、これにつきましては、市内4カ所に雨量計を追加で設置をしたものでございまして、塩尻東支所、片丘支所、宗賀支所、それから、木曾くらしの工芸館に設置をしたものでございます。平成19年度にすでに3カ所設置をしてございますので、この4カ所の設置によりまして合計7カ所、整備がされたということになります。

その下の黒ポツ、防災備蓄倉庫対応備品購入費434万円余でございますが、これにつきましては、市内16カ所の備蓄倉庫に対しまして、備蓄品の整備をしたものでございまして、毛布580点、それから、簡易トイレ組織用セットほかの備蓄でございます。

一番下の黒ポツ、災害危険住宅移転事業補助金484万円でございますが、これにつきましては、土砂災害特別警戒区域に指定されているお宅が危険住宅にかわる住宅を建設したりするとか、あるいは、危険区域から移転する場合の費用の一部を補助するものでございまして、平成20年度、宗賀牧野で1件の申請がありまして、最高限度額の484万円を補助したものでございます。なお、補助の事業負担割合といたしましては、国が2分の1、それから、県が4分の1、市の負担が4分の1ということでございまして、国の負担並びに県の負担につきましては、歳入の国庫補助並びに県補助金で受け入れをいたしてございます。したがって、市の4分の1の負担につきましては、121万円になるということでございます。以上でございます。

秘書広報課長 同じページの15目国際交流推進費でございます。白丸でいきますと、国際交流員設置事業費ということで488万円余でございます。大半が人件費でございますけれども、現在、国際交流員としてイーノン・チェンさんをお願いしてございます。講座の開設、学校訪問、イベント等を通じまして、地域レベルでの国際交流を推進しているといった状況でございます。

あと郵便料、下から4つ目に郵便料がございますけれども、これは、毎月、広報紙としてグローバルというものを発行いたしまして、外国籍の方々へ送付している郵便料でございます。以上であります。

委員会事務局長 114、115ページをお願いいたします。16目公平委員会費でございます。備考欄をお願いいたします。委員報酬でございますが、公平委員会委員、日額9,500円、3人分、延べ14日分を報酬としてお支払いしております。

その下の委員会運営事務諸経費21万7,000円余でございますが、普通旅費、費用弁償につきましては、県、または、北信越、また、全国等におけます総会、あるいは、研修会等に出席した旅費等でございます。

一番下の全国公平委員会連合会負担金につきましては、人口5万人から10万人まで一律3万1,000円ということで、所定の負担金をお支払いしているものでございます。以上でございます。

税務課長 引き続きまして、2項徴税费でございます。徴税费では、予算編成の関係上、税務課、収納課、両課にかかります経費となっておりますので、私からは税務課関係につきまして、主なもののみ御説明申し上げます。

次のページ116、117ページのほうをごらんください。備考欄、一番上の白丸、賦課徴収事務諸経費であります。賦課及び徴収にかかわる諸経費となっております。通常分以外では、来月の10月からスタートいたします公的年金からの特別徴収にかかわる経費といたしまして、中段、少し下になりますけれども、地方税電子化システム初期導入委託料、しばらく飛びまして、地方税電子化システム使用料、その下、同じく回線工事、備品購入費の下にございます地方税電子化協議会分担金、以上が諸経費でございます。

次に、市税の還付金でございます。前年と比べまして249万円余増となっておりますが、これにつきましては、税源移譲に伴いまして、所得変動による個人市県民税の還付、それから、確定申告等によりますところの法人市民税の還付が主なものとなっております。

その下、一番下にございます白丸、固定資産評価がえ等対応事業でございますが、次のページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、評価がえ等対応事業委託料でございます。通年分の委託以外では、本年の平成21年評価がえに向けまして、評価がえの業務、あるいは、それに伴いますデータの入れ替え作業等が、特記事項でございます。

2つ目の黒ポツ、標準宅地不動産鑑定委託料でございますが、市内の標準宅地につきまして、平成20年7月1日を基準日といたしまして、宅地の下落状況等を把握したものでございまして、結果といたしまして、全てのポイントで下落がございまして、その下落につきましては、評価がえの評価額に下落の反映をしております。以上です。

収納課長 収納にかかわる、私からは収納実績と予算執行について説明いたします。前段に、収入役さんからもお呼びがありましたけれども、7月31日の固定資産税2期、国民健康保険税1期の口座二重引き落としにつきまして、市民の代表であります議員の皆さんに多大な御迷惑をおかけいたしましたこと、改めまして担当課長といたしましてお呼び申し上げます。

さて、税等の収納につきましては、公平納税の推進と財源確保に向けて取り組んでまいりました。決算説明資料9ページであります。市税収納額、現年度99億3,900万円余、収納率98.14%、滞納繰越分収納額1億1,300万円余、収納率20.45%であり、現年、滞納繰越分をあわせた収納率は、94.12%で、県下19市中3位でありました。滞納繰越分の収納額も1億円を超しており、過去に例がない収納結果でありました。これは、収納課職員一丸となって公平納税推進に取り組んだ努力の結果だと思っております。国民健康保険税は、そのほとんどが低所得者でありまして、また、平成20年度より75歳以上の優良納付者が、後期高齢者医療保険に移行いたしましたことによりまして、全市的に収納率は低下しておりまして、19市の平均でも現年度分、滞納繰越分をあわせた収納率はマイナスの4.19%となっております。当市も前年実績を下回りまして現年度分91.02%、滞納繰越分14.47%であり、

現年度分滞納繰越分をあわせた収納率は、前年よりマイナスの4.76%となりました。これは、19市中、16位でありました。県民税徴収を含めました現年市税・国保税、後期高齢者医療保険税、滞納繰越分市税・国保税をあわせた徴収総額は143億3,500万円余でありました。

次に資料10ページの市税不納欠損につきましても、地方税法第15条の7、18条に基づき、欠損処分をいたしました。市税につきましては、3,322期、6,200万円余であり、この欠損額の中には、平成16年度倒産し、現在まで賦課となっている2法人の固定資産税1,600万円余や倒産当時の市民税特別徴収330万円余、法人市民税110万円余の合計2,000万円余が含まれておりまして、国税局においても、この法人を不納欠損処分をいたしましたので、当市も最終調査をいたし、欠損いたしました額が含まれております。国保税につきましては、2,420期、3,000万円余でありました。

次に、資料ではありませんけれども、滞納処分を平成20年度は、426件行いまして、差押債権総額2億1,100万円余で行いまして、自主納付、強制換価、これは、強制徴収です、あわせまして7,500万円余の徴収をいたしました。

次に決算書の収納にかかわる予算執行について、主なものを御説明いたします。決算書116、117ページをお願いいたします。上から4行目、外国人滞納者の外国語通訳謝礼、1回、おおよそ2時間から2時間半程度でありまして、3,350円でありまして、これにつきまして、実績といたしましては、自主納付、徴収を含めまして50万円余の収納がありました。

14行目口座振替手数料、フロッピーによる口振は、1件10円等であります。

下から14行目、備品購入費でございますが、滞納処分用パソコンで、バッテリー付きで、現場での動産差し押え書類作成等について、スピーディーな差し押え処理ができています。以上でございます。

市民課長 続きまして、118、119ページ、3項戸籍住民基本台帳費につきましてお願いをしたいと思います。119ページ、備考欄の丸3つ目ですが、戸籍住民基本台帳事務諸経費の中ほどでございますが、戸籍電算化事業委託料でございますが、平成18年10月14日から稼働しております戸籍電算化事業の平成20年度分にかかわります負担額と保守委託料でございます。

その下でございますが、住居表示システム業務委託料につきましては、住居表示が行われております大門地区の台帳データベース化を平成19年度に行っておりまして、そのシステムの保守と並びに街区表示板等設置委託料につきましては、大門地域の158街区に240枚の表示板を設置したものであります。戸籍・住民票等の交付件数につきましては、決算説明資料26ページに掲載してございますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員会事務局長 118、119ページ、4項の選挙費でございますが、次のページの120、121ページをお願いいたします。1目の選挙管理委員会費でございます。備考欄をお願いいたします。白丸3つ下の委員会運営等事務費119万8,000円余でございます。主なものでございますが、黒ポツ、6つ下でございます選挙人名簿管理機器等使用料でございますが、システム機器の使用料、月額6万900円をお支払いしているものでございます。

1つ飛んで、下でございます北信越支部分担金、その下の県連合会負担金、19市の連合会負担金、また、全国連合会負担金でございますが、それぞれ均等割、また、有権者割につきまして、それぞれ負担率において負担しているものでございます。

最後のポツの19市選挙管理委員会連合会総会開催市負担金3万9,361円でございますが、平成20年4月24

日・25日に中村屋におきまして、19市の連合会総会をもちました。参加者48人でございますが、総会出席18人
でございますが、歳入につきましては、それぞれ出席負担金と県の連合会からの負担金、また、歳出につきましては、
会場の使用料、それから、食料費の関係、また、記念写真代等でございますが、その不足額を開催市負担金として支出
したものでございます。以上でございます。

企画課長 めくっていただきまして、122、123ページ、統計調査費の関係でございます。統計調査諸経費のうち、印刷製本費につきましては、毎年作製をしております統計しおじりを250部、並びに数年経過しております統計
計からみた塩尻の姿、これを250部、つくらせていただきました。これは、統計解説書でございます、小学校に
おいて教本等に使われているということで、先生方のほうからも資料を、毎年、数字を訂正しながら使っていただい
ておるわけでございます。数年経過しておりますので、改めてここで作らせていただいたものでございます。

下のほうへ移りまして、指定統計調査の関係でございます。これは、例年行われております国の指定統計調査でござ
います。指定統計調査には、経常調査と周期調査と2種類ございまして、平成20年度におきましては、経常調査とい
たしまして、学校基本調査、工業統計調査、輸出生産実態調査等を実施しております。周期調査といたしましては、経
済センサスの調査区の設定、住宅・土地統計調査等を行ったものでございます。主なものといたしましては、指定統計
調査員指導員調査員報酬92人分の410万円が主なものでございます。以上でございます。

委員会事務局長 大変申し訳ございません、120、121ページへお戻りをいただきたいと思います。2目の選挙
啓発費でございます。備考欄をお願いいたします。選挙啓発事務費33万7,000円余でございますが、主なものと
いたしまして、1つ下の選挙ポスター表彰記念品代8万4,000円余でございます。これにつきましては、小中学生
等から啓発ポスターを募集いたしまして、市の文化祭において、全応募作品を展示しているものでございます。297
人から応募がございました。その参加者全員と、それから優秀賞につきまして、参加賞並びに表彰盾を記念品として出
したものでございます。

3つ飛びまして印刷製本費11万4,000円余でございますが、これにつきましては、二十歳となりました新有権
者に対しましてパスデカードを送付し、選挙権の行使と周知啓発を図っているものでございます。6月、9月、1
2月、3月ごと、それぞれパスデカードの原盤を変えまして、季節の写真等を入れて送付させているものでござ
います。

続きまして、決算書の124、125ページをお願いいたします。6項の監査委員費でございます。1目監査委員費
でございますが、備考欄をお願いいたします。3つ飛んで白丸の監査事務諸経費の主なものでございますが、4つ、中
ほどにございます黒ポツの工事技術調査業務委託料でございますが、これにつきましては、決算説明資料の39ページ、
上から3番目にございますが、工事の設計、施行が適正かつ効果的かどうかを専門の技術士によりまして技術面の調査
を委託したものでございます。調査箇所につきましては、高校北通線築造工事の上部工を11月20日に実施したもので
ございます。

一番下、また、その上の東海地区監査委員会負担金、あるいは、全国都市監査委員会負担金でございますが、所定の
負担金として均等割、あるいは、人口割で、負担しているものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、ここまでを区切りとして、御説明をいただきました。委員の皆さまから、ここまでに關しまして
質疑等ありましたらお出しいただきたいと思ひます。

白木俊嗣委員 一番最初に、収入役があいさつの中で頭を下げたので、これ以上言うことはないかと思うのですが、

ただ、私は、本会議で、あの収入役の発言はまずかったと思います。聞いている者が、開き直りのような発言に聞こえました、7年間、収入役をやっているけれど、知らなかったなんて。それは、ただで理由にならないと思います。だいたい、理事者もそうだし、職員もそうだけれど、要するに、法の番人というか、皆さんは法にしたがって業務をしているもので、それを知らなかったということは、私は理由にならないと思うけれど、その辺は、ちょっと訂正しておいたほうがいいと思います、取りあえず。

収入役 本会議場で、小野光明議員の質問に対して、開き直ったつもりはありませんけれど、もし、そういうふうに取り残されてしまったらしょうがないかなと思いますが、前段、申し上げて、後段、責務を痛感しているということでおわび申し上げましたことについては、おわびして訂正をいたします。

白木俊嗣委員 それで、私も納得するけれど、ただ、今度は、職員の研修の問題だけれど、私は、これを見ると、決算説明書を見るとなかなかいいことが書いてある。だけれど、職員も本当に法律に基づいて、法を守って仕事をしているのかどうか、疑問に思うところが結構あるので、そういう研修を、実際に人事係では、人事課のほうでは、どういう対応をしているのか、少しお伺いしたいと思います。

人事課長 職員研修につきましては、職員の資質向上、あるいは、能力向上はもちろんでございますが、市民満足度の向上に向けた研修をいかに効果的に、税金を有効に使いながら研修体系をつくっていくかということ、毎年、年度当初に研修計画を立てるわけでございます。研修委員会のメンバーとしましては、各部の代表に入っていただくような形になりますけれども、有効な研修というものがどういうものかということが、これは、永年の課題かと思うのですけれども、やはり、基本は職員のあいさつですとか、接遇といった部分に、当然、なるうかと思っておりますので、そういったところを、新採用職員から始まりまして、階層ごとの研修を取り入れたり、あるいは、職種ごとに取り入れられたり、いろいろな方面から検討をして、研修計画を立ててきておるつもりであります。一朝一夕に職員の資質向上につながるかどうか、目に見えてくる部分というものは、なかなかわかりづらいものですから、あれなのですけれども、やはり、職員の資質向上につきましては、引き続き研修計画を立てる中で模索してまいりたいと思います。

白木俊嗣委員 人事課長、今、その職員の接遇だ、なんだかんだと答弁をされたけれど、実は、この間、特別委員会があって、私は、市役所に来て、エレベーターまで行く間に4人の職員に行き会った。その職員が何と言ったと思いますか。廊下を歩きながら、少し小走りで、携帯電話をしながら、そして、市長もよく言うように、要するに、行政というものは、市内の一番のサービス産業だと言う人もいるでしょう。にもかかわらず、私は、別に市会議員だから頭を下げるというわけではないけれど、市民が来たときに、市民と廊下で行き会ったりしたときには、軽く会釈をするくらい、やはり、接遇みたいなことはやるべきだと思います。その子どもは、エレベーターまで行く間に4人で、2人携帯電話をして、あとの2人は、横を向いて知らん顔して行く。むっときたもので、よほど言ってやろうと思ったけれど、それで、あるところでも、ほかの人に聞いたら、今の若い者は、そういう上下関係だとか、接遇などということは、全然、感覚がないと。私はそのときには、副市長に言った。まあ、まあ、そんなに怒るなと言われたけれど、私は、腹の虫がおさまらないから、あえて、ここで言うけれど、やはり、一番初歩的な職員研修をしなければ、いくら市長が市役所を市内で一番のサービス産業だと言っても、少しも実行が伴っていない。だから、本当に気分が悪いです。長年、議員もやらせてもらったし、職員もやったけれど、そういうことはなかったです。何か最近の職員を見ていると、本当にあれです。それで、人事課長も仕事の配分や何かもきちんとしているわけですか。廊下を小走りに走りながら携帯電話をしなければいけないくらい忙しい職場があるのだったら、やはり、人事交流なりなんなりして、やはり、そういうところ

は解消しなければいけないと思うのです。何しろ、本当に廊下を小走りで電話をして、市民の顔を見ても、私たちの顔を見ても物も言わないで跳んで歩いている。そんなに忙しい職場だったら、やはり、その辺の、全体の見直しをすべきだと思うけれど、どう思いますか。

人事課長 痛いところというか、みたいになってしまっているところがそこです。今、やはり、人事ヒアリングというものを、部課長に対する人事ヒアリングを年に2回ほど行っております。仕事の配分につきましては、そうしたヒアリングから全体のバランスを見ながらという形になりますし、あるいは、当然、部課長の見た目と、その部下、一般職から見た職場の状況というのは、違う部分が、当然、あると思います。それにつきましては、職員の意向調査なりから意見を吸い上げることで、適正な配置に努めてきているつもりでございます。人事課ができて、そういうふうな一般質問もございました。当然、人事課として、そういった職員の意識改革はするとしまして、いろいろな人事面での意見を伺っているわけですが、人事課として、1つ課ができていますので、その点につきましては、従来の庶務課の職員係のときよりも、さらに受動的になっている経過がございますので、その辺につきましては、課長以下、職員のほうにも、できるだけ個別の職員に直接、接しながら、そういった意見を吸い上げたいというか、してきているつもりでございますので、今、御指摘の点につきましては、今後とも十分留意してまいりたいと思っております。以上です。

白木俊嗣委員 もう1回、それと、もう1つ、職員の話をちらっと聞いたことがあるのだけれど、今、そういう療養休暇だとか言って休んでいる職員がいますね、結構、この間の質問の中にも出たけれど、上司と気があわないとか、いろいろな問題があって、そして、出てくると、そうすると、やはり、やはりというか、ある程度、若い人達が希望するような職場にぱっと行って。そうすると、職員の中にも、私は行きたくていたけれど、あの人は、いいな、たまたま、療養休暇を取って出てきたら、ああいう職場に行けるのだったら、よし、私も休んで、今度は、人事のときに考えてもらうかというような、そのような話をちらっと聞きました。だから、その辺の人事管理もあわせてきちんとやっていかなければ、私は、少し問題があると思うのです。そして、職員にやる気を起こせと言うけれど、やはり、そういう人事管理をきちんとやっていかなければ、職員というものは、だんだん腐ってくるものなのです。私は、一生懸命やっているけれど査定を認めてもらえないのだったら、それでは、いいかげんに流せばいい、きのう、永田議員の質問ではないけれど、最近、職員は覇気がないというけれど、はたから見ていると、市の職員というのは、最近、昔に比べると覇気がなくなっているような気がするのです。それは、みんな、私は人事課長の責任だと思うのです。人事課長がきちんとしていれば、問題は起きないと思うのです。だから、その辺のところは特に気をつけて、やはり、人事管理は、みんなが、本当に一生懸命にやって良かったというような結果が出るような人事をしてもらわなければ、職員は腐ってくると思うが、その辺もあわせて、十分考えてほしいと思う。

人事課長 本当に申し訳ございません。一層、精励してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

総務部長 今、白木委員から何点か職員に対しまして質問がございましたので、総体的に私のほうから答えさせていただきます。職員研修につきましては、一律にやるのが果たしていいのかどうかということもございます。今、委員から御指摘のあったように、特定の課に偏っているわけではないと思いますけれども、実際にそういうことがあれば、所属の課長なりに、その旨を話しまして、即、直していかないと、また、機会をとらえてやっていくと、それは、いつまでも直らないことでございますので、研修の仕方でも総体的に考えなければいけないかな、ということでございます。

それから、療養した職員がどうのこうのというお話がございましたけれども、療養休暇している職員が復帰したとき

に、この人材を、貴重な人材でございますので、活用の仕方と言いますか、仕方として、一番本人が発揮できるところがどこかというふうに考えますので、それが、ずっと将来、そこでずっと一生いるかということも、また、違いますので、そこで、ある程度回復したらということも、当然、ございますので、そのような人事管理もやっておりますので、一概に、全て人事課長が悪いというふうに言われてしまいますと、人事課長のなり手もなくなると思っていますので、そういう面で、御提案いただいた件につきましては、庁内的に、また、検討させていただきますので、そのようなことでもよろしくをお願いします。

金田興一委員 今の白木委員の質問に、若干、関連するのですが、決算書の109ページ、職員厚生費の中で、メンタルヘルスカウンセリング委託料というのがあるのですが、説明資料で見ると、延べ24回で、延べ120人がこのメンタルヘルスを受けたという形になっているのですが、私も議員になって、今、3年目に入ったところなのですが、あるときの人事異動のときに、あいつは、あそこへ行けば、また潰れるという職員同士の話を耳にしたことがあるのですが、せっかく、個々の職員のメンタルヘルスをやっても、職場で、上司が、いわゆる、こういうことについて、象徴したり、心配りができないと、いくらメンタルヘルスをやっても、それは、全然、効果を発揮しない、せっかく行って治ってきても、また、ぎゃふんとやられる。また、メンタルヘルスに行って、また、帰れば、ぎゃふんとやられる。これは、私も、実は、現職の頃には経験をしたことですが、市役所になれば、部長、あるいは、課長、やはり、上に立つ人にも、こういう、その内容、どういうものか、どういう接し方をすべきか、こういう、いわゆる講習なり、そのような教育なりというのは、されているのかどうなのかという点についてお伺いをしたいと、こういうふうに思います。

人事課長 メンタルヘルス、1カ月の、精神的に、こう、病んでしまいますと、なかなか復職に向けて、かなり期間を要するような形になります。先ほど、部長もふれましたけれども、本人が復職するにあたって、どのような職場がいいのか、もともとメンタル的に病んでしまった原因というのも、例えば、職場の上司との折り合いが悪いとか、同僚との折り合いが悪いとか、いろいろな理由があつたりしますので、その辺も配慮をしながら、どちらへ復職させていけばいいかというところを模索しながらやっております。一方、受け入れる職場のほうでも、その職員に対して、どのような対応をしていけばいいのか、例えば、一例を申し上げますと、頑張りよということは、これは、絶対、言葉をかけてはいけないというような部分もございます。そういった部分につきましては、職場の受け入れる上司のほうも、カウンセラーと接していただきながら、どのような受け方をしたらいいかというふうなところで、その上司、本人は、病んでいるわけではないのですが、病んでしまった部下の受け入れをどうしたらいいかという部分で、カウンセリングを受けられているという状況もございます。

それと、全般的には、いわゆる管理職として、メンタルヘルスに対する、こういった姿勢を取ったらいいかというふうな部分の研修も年に1回くらい受けるような研修も行ってきております。

金田興一委員 今の管理職に対する研修というのは、専門家を招いてということですか。

人事課長 たまたま、こちらでカウンセリングの委託をしておりますカウンセラーがおりますので、カウンセラーと相談しながら、場合によっては、カウンセラー御自身で、そういった全般の研修に時間を割いていただくということも行ってやっております。

金田興一委員 はい、わかりました。ぜひ、本人ばかりでなくて、悩んでいる人を取り巻く周囲の人も、そういうことを、十分、承知をするということも、とても大事なことだと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。ありがとうございました。

小野光明委員 今の職員の健康管理の関係ですけれども、健康診断を職員の1割が受けていないということなのですから、その理由はどこにありますか。

人事課長 100%実施するためには、職員、例えば、では、この日なら受診可能だというふうなことを選ばせるといっても1つの手だと思います。当然、健診を委託する機関はございますので、そちらとの日程調整の中で、先ほど申しあげましたように、延べにすれば、ヘルスクリーニング、あるいは、循環器系健診、6日ほど検診日にあたります。しかしながら、仕事の都合で、どうしてもその日、6日ともだめだというケースは、当然、出てまいりますので、そういった関係で実施できない職員。それと、あと、自分でいろいろな身体的な健診を、例えば、主治医のほうで、毎年、何回か受けているというような職員もおりまして、こうした職員につきましては、改めて、そういった私どもで設定いたします検診日にあわせて、健診をする必要はないというようなこともあったり、その職員もいたりします。そのようなところで、正職員で申しますと約1割くらいの職員が、毎年、受診できないという結果になっております。ただ、私どもとしまして、循環器系健診の最終の健診が2月になりますけれども、その直前に、たまたま、人事ヒアリングを行いますので、人事ヒアリングを行った課長の部下で、それまでに健診を受けていない人がいた場合には、2月に最終の健診があるので、診察してくださいというような案内も出して、できるだけ100%に近い受診率を目指しております。

小野光明委員 年間ですと1割ということなのですから、3年、翌年は必ず受けるとか、2年目、3年目になるとどうなのでしょう。その1人が必ず受けるように促すとか、3年間受けていないとかという人はいないのですか。

人事課長 済みません、複数年にわたる分析まで、今のところしてございませんので、今、委員さんがおっしゃるように2年、3年、理由もなしに受けていないという職員がいたとすれば、これは、指名で受けさせるような方法を、早急に、その対策も考えてまいりたいと思います。

古畑秀夫委員 関連でよろしいですか。健康診断は、1年に1回、受けなければならないみたいな法的なものというのではないのですか。

人事課長 労働安全衛生法で、いわゆる雇用主が受けさせるという義務がございます。ヘルスクリーニングと循環器系と申しましたけれども、40歳以上につきましては、ヘルスクリーニングが義務づけられていますし、それとあわせて、人間ドックもOKでございますので、ヘルス、循環器、人間ドック、この3つのうちのいずれかは、受けさせるということで義務づけられておりまして、人間ドックも含めた、先ほど1割受けていないという人は、人間ドックも含めた中での数値でございます。

古畑秀夫委員 そうすると、それを含めると100%になるということですか。

人事課長 済みません、人間ドックも含めて、約9割の受診率ということでございますので、相変わらず1割は、受けてないということでございます。

古畑秀夫委員 少し、それは厳しく、きちんと、健康のことですし、そういうことを法的に義務づけになっているものですから、もう少しきちんとした指導をしてほしいというふうに思います。

もう1つ、今、精神的に病んでいる方というのは、何人いて、長い方は、どのくらい休んでいるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

人事課長 本年度、現在の時点で申しますと、精神的な関係で、休職発令している職員が3人おります。これは、休んでしまっている職員と、それから、現在、復職に向けた対応というのが非常に難しい状況がございますので、休み明

け、即、8時間勤務しては、大変難しいと言いますが、再発の可能性が高くなってしまいますので、徐々に慣らしで、いわゆる、復職訓練的に職場に慣らさせるという部分から入っていくという状況がございまして、そういった職員を含めて3人おります。

期間的には、当然、長期になるということで、少し変な言い方かもしれませんが、一応、地方公務員法上、休職、休むの休職というものは、2年間認められております。プラス、もう1年以内に復職の目途があるとすれば、もう1年プラスということで、都合3年の休職が認められております。最近の傾向ですと、やはり、3年間近く、どうしても休む傾向というのが、最近はふえてきているのが実情でございます。

委員長 よろしいですか、ここで、一たん、休憩をしたいと思います。その間に、お昼をとっていただいて、午後1時10分に再開をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

午後12時03分 休憩

午後 1時10分 再開

委員長 時間になりましたので、再開したいと思います。それでは、委員より、御質問、御意見をどうぞ。

古厩圭吾委員 コンピューター関係、あるいは、パソコンも含めて、平成20年度、システムの更新をされたり、新たな導入をされたりというような、その初期導入委託料のようなものがあるのだけれど、具体的な内容を少し聞かせていただけますか。

情報推進課長 システムの導入につきましては、決算説明資料の36ページのところに記載されておりますけれども、平成20年度につきましては、住民記録・印鑑・外国人登録システムを再構築しまして、それと介護保険、児童手当、住宅管理システム、それらについては再構築をいたしまして、それにかかわるシステム、それからサーバー類等が、平成20年度リース料として支出してございます。それ以外のパソコン、通常の職員が使っていますパソコン等につきましては、詳細につきましては、係長のほうから答弁いたします。

システム管理係長 通常のパソコンの関係について御説明させていただきます。今、市役所関連の中で、いわゆる、住民記録、あるいは、個人情報が入ったものが見える端末、これが、207台ございます。これは、ほとんどは、5年周期で、新しいものにかえております。それから、職員が、通常、インターネットにつないで使っておりますメールですとか、あるいは、財務会計ですとか、そういったものを処理するものが、全部含めまして902台ございます。ただ、この902台うち、そういった職員が、直接、使っているものは659台ございまして、そのほかは、例えば、公民館の研修室であるとか、あるいは、上下水道施設であるとか、児童館であるとか、レザンホールであるとか、そういったところにあるのが243台でございます。なお、この902台を全部5年で新しくしているかということ、そうではなくて、実際にリースでお金を払っているのは、そのうち342台でございます。したがって、902台から342台を引いた残りは、6年以上たった古いパソコンで、壊れるまで使っていくと、このような運用はしてございます。以上でございます。

古厩圭吾委員 それで、そのシステムの更新であるとか、新たにシステムを導入するとかいう場合に、当然、従来、使ってきたものとの更新内容というものは、例えば、委託をしておるところの都合なり、感覚でやっているのか、こちらから更新をして、こういう点を更新してほしいというようなことを言っているのか、その辺は、どうなのですか。

情報推進課長 大きなシステムを入れかえる、今回ですと税システム、それから、平成19年度に開発しました税シ

システム、それから、昨年度の住民記録等のシステムにつきましては、プロポーザル方式で業者を選定しまして、そのシステムに対するリースに対しましては、また、リース会社の指名競争入札によって、リース会社等を決定しております。

古厩圭吾委員 それで、その内容的に、更新をしたことによって、かえって、前よりも、例えば、今回のようなケースに結びつきかねないような、内容が逆の方向へ行っているかもしれないというような、そういうことについて、市役所としての方向づけなり、そういうことについては、どのような関与をされているわけですか。

情報推進課長 新しいシステムを導入する際には、一応、基本としておりますのは、システムの導入経費を押えるために、一応、パッケージを基本として入れていくというような形で、なるべくカスタマイズをしないような形でやってきております。塩尻市仕様の独自の仕様でカスタマイズしますと、例えば、制度改正や何かがあったときに、逆にそういうところの修正、パッケージで入れてありますと、1カ所で、本社のほうで全体を修正したものを、それをユーザーに持って行って入れてしまえば、それで済むのですけれど、カスタマイズしてしまいますと、どうしても、その分、コストがかかったりして、その分、逆にリスクも大きくなったりしますので、基本的には、あまりカスタマイズをしない方向で、パッケージを導入するというような、それを基本的には考えております。

古厩圭吾委員 今回のような二重引き落としにかかわったような段階で、総務委員会で前の説明を受けた段階では、前の流れでいけば、フロッピーの内容を打ち出すことができたというような説明が、確か、あったように、私は聞いているのだけれど、そういうことで、現実的に人がチェックできるような可能性はあったかと思うのです。そういうことで、かえって、更新なりをしたことによってマイナスの点が出ているのではないか、あるいは、操作の仕方が習得するのに、結構、トラブっているのではないかみたいな感じが逆にするのだけれど、そういうことに対する配慮というものは十分されていますか。

情報推進課長 確かに今までは、ホストコンピューターで処理した業務につきましては、情報推進課の職員が、プログラムの一部や何かは作ったりして、直接、修正等をして、その場で対応できたり、すぐに不具合があったりすれば、そこで修正対応が可能だったのですけれども、パッケージにつきましては、すぐにというわけにはいきませんので、緊急、応急的な対応は、今回も取っていただいておりますけれども、確かに、そういった面では、今までは、本当に、現課で望むディスクや何かは、こういうものがほしいという、すぐにプログラムで作ることができたのですが、今のパッケージにつきましては、データを、一たん、書き出して、そのデータを、例えば、既存のエクセルですとか、アクセスといった、いわゆる普通のアプリケーションにそのデータを渡して、そこで加工するような、少し手間もあったり、そういう部分もあつたりしますので、そういった部分は、確かに、逆に、何と言いますか、システム的には少し後退する部分もあるかもしれませんが、制度改正等に対応する場合については、メーカー側のほうできちんと対応してきますので、その点は、私どもは、直接、手を出すところがありませんので、そういった部分での間違い等は、逆にはないのではないかと考えております。

古厩圭吾委員 間違いがないように対応したいのだけれども、ただ、現実的には、そういうことがあったことが、全く無関係ではないように、少なくとも、私の感度では受け取れるわけです。そういう更新をしたことによって、例えば、人も節約できたり、あるいは、内容も間違いなくなったり、あるいは、ミスをチェックできたりという、そういう方向の更新なら、それは、当然していかなければならないのだけれど、逆に言えば、使うほうがそれについていけないような、立派な更新をされて、結局、それを乗りこなせない、使いこなせないとしたら、方針よりもまずいほうへ行ってしまうかもしれないというように読み取れないこともないのです。そういうことについては、それこそ、注意して

もらわないといけない。この点については、私は、すごく考えておいてもらわないといけないと思っている。業者が、例えば、更新しますと、何年に一遍で、こうやりますって。それは、総体的にはいいことを言うに決まっているし、うちの特色なり、うちのやってきた今までと比べた場合の問題点と全体的なシステムと市の改善点というのは、若干、違うと思うのです、受けとめるほうとしては、だから、そのような立派なシステムになったが、そのことによってトラブルが発生するような更新については、よく考えてもらわなくてはならない。これは、改めて御答弁いただいても、行ったり来たりになってしまうので、あれしないけれど、そういうことで間違いが起きないようにすることは、ぜひ、配慮してもらわなければいけないし、お願いしたいと思うし、もう1点は、先ほど、パソコンにかかわって、5年で更新していくというのは207台、職員が659台持っていて、公民館等、そういうところでやるのが、三百何十台だが、これは、5年を過ぎているという話だけれども、そのことはともかくとしても、例えば、議会に來ているようなパソコンだと、私の作ったフロッピーが読めないのです。私のところのパソコンだけかと思ったら、お隣に聞いたら、お隣もそうだと、言うので、ということは、個人の持っているパソコンより、はるかに、とてもいいのか悪いのか、よくわからないけれど、読めないほど立派なフロッピーなどということはないと思うので、せめて、それくらいのことができるパソコンであってもらわないと、置いてある意味がないと思う。その辺については、いかがですか。

情報推進課長 職員の使っているパソコンにつきましては、基本的には、SBCサーバーと言いまして、サーバー側のところで、全部、アプリケーション等が動くような、したがいまして、端末には、最小限の機能しか持たせていない。逆に、フロッピーですとか、CD-ROMとか、そういったようなものの装置は、殺してあります、動かないようにしてあります。それによって、そこから、データが持ち出されたりとか、そういったようなことが結果的に起きないように仕組みを作っております。端末の、パソコンの中にはハードディスクが入っているのですけれども、そこにも、いわゆる、職員が作ったデータや何かはそこにも保存できないような形で運用をしております。データ等は、データを保存する専用のサーバーがありまして、そこへ保存するようにして、ですから、基本的には、そういったパソコンでは、データの出し入れはできない、直接、パソコンのところでは、できないという、そういうふうな形で運用しております。

古厩圭吾委員 お伺いしますけれども、そういうことが、結果的に見れば、私どもの初歩中の初歩が、対応する意味がないようなパソコンになっているわけです、実際には、置いていただいているだけのようになりかねない。自分で作ってきたのが読めないような話では、何のためにあるのかわからないと思うのだけれど、その辺については、もう1回、その辺の御回答だけいただきたい。

情報推進課長 会議室等に置いてあるものは、先ほど説明しましたSBCのシステムの端末ではございませんので、また、担当の者が見にくいように対応させていただきますので。

中野長勲委員 午前中は、職員のことではいろいろと提言されたり、意見があったのだけれど、私からも少し言いたいけれど、市の職員1,000人、囑託、臨時も入れればいるのだけれど、やはり、地区内、それでまた、地区外の皆さんもいるわけだけれど、今だと、なかなか地区内でコミュニケーションが取れるということも、これも、職員の質にかかってくるのではないかと思うのだけれど。例えば、片丘会があったり、洗馬会があったりする中で、すでに参加人数が少なくなってやめたというような話も聞いている地区もある。地区内で、地区民と交流できない者が、こういうところへ来て、礼儀正しくなどということとはとてもできないと思う。つまり、やはり、段々と、そういった核家族になったり、親との疎通が悪くなったり、そのようなことで個人的な考えを持つような、今の、我々から言えば、少し言い方は古いかもしれないけれど、やはり、地区内で、どれだけコミュニケーションが取れるような形の職員のしつけなどと

いうと、また、古い言葉かもしれないけれど、やはり、そういうことも必要ではないかと思うけれど、特に地区で職員との交流、コミュニケーション、そのようなところをどのように考えているか少し聞かせてもらいたい。

人事課長 職員のプライベートな時間帯までの行動については、詳しくは把握しているわけではございませんけれども、理事者も常々おっしゃっておりますけれども、いわゆる、地区のボランティアですとか、PTAですとか、公民館活動に参加、あるいは、ボランティア活動、そういったものにつきましては、若い職員とは特に申しませんが、積極的な参加を呼び掛けているところがございます。実際に、何人かの職員はそういったようなPTA活動、あるいは、公民館活動、あるいは、消防団等の活動に参加してきております。1点、地区外の職員がふえてきているということが事実なことでございます。地区活動は、別に塩尻市内でなくてもいくらでもできるわけなのですけれども、そういった部分も含めまして、職員につきましては、地区の行事等への参加については呼び掛けはしている状態です。

中野長勲委員 プライベートなことは関係ないという言葉が、やはり、今の職員体制に対する、何というか、研修というか、そういう気持ちがないのではないかと。プライベートと言え、本当にプライベートなことで、これは、そこまでやるということは大変なことだと思うけれど、やはり、地区内で役職を受けていても出席しないと。そのようなことがどの地区でもあると思います。そのようなことのないような形で職員に望みたいと思うけれど、やはり、プライベートだとか、そういうことを言われてしまうと、個人の自由になってしまう。それでは、役所へ出てきて、全く知らない人と顔をあわせて礼儀もできないというような人は、できるのは当たり前だと思うものですから、やはり、地区内、地区内ということは、また、家庭的な雰囲気もあるかと思うけれど、その辺職員だって、この難関を突破して市の職員になって、そして、話を聞けば、ことし、19人入った職員のうちで1人はもう辞めたそうですね。そのような噂も聞いているけれど、それが、優秀な人材が入っていながら、やはり、市民に対して模範的な、リーダー的な、そして礼儀正しい市民サービスができる職員になってもらいたいと思います。ことし、19人入ったうちの1人、辞めたとか、出てこないというのは本当ですか。

人事課長 今年度、採用いたしました中級の職員につきまして、8月末をもちまして、中身的には、こうした公務員の職場に少し自分自身でついて行けないというふうなことから、いろいろな事情が出てまいりまして、8月末に、一応、退職になっています。委員さんがおっしゃるとおり、そういった地区での活動というのは、試験勉強ですとか、あるいは、職員研修で得られない部分の、いわゆる、人間的な社会的な資質を得る上で、十分、必要な場面だというふうに私どもも考えておりますので、こちらにつきましては、引き続き、私どもでも、そういった方向に職員に対する教育だけはしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

中野長勲委員 もう1回、新しく採用されたとか、四、五年の職員ということではなくて、要するに、役職付きの職員であってもなかなかとけ込めないという職員もいるような感じもする。そのようなところを踏まえる中で、もう少し、地区、そしてまた、もちろん、家庭内のことはプライベートだからわからないけれど、役所に来て、本当にサービス的な精神が持てるような形でもっていくようなほうになってもらえればありがたいなと、これは、要望で結構でございます。よろしくお願いたします。以上です。

白木俊嗣委員 先ほどの古厩委員の続きだけれど、この久しぶりに総務費を見せてもらっていると、情報開発だ、なんだかんだって予算がものすごくありますね。貸付の関係を見ると、戸籍も何か電算委託料などというものを盛ってあるけれど、これは、市役所の、電子市役所だとか何とか言うけれど、私は、あまり理解できないけれど、こういう予算というのは、今、どのくらいあるわけですか、総体で。

情報推進課長 係長のほうから答弁させます。

システム管理係長 実際に決算書、予算書等から、私どもで持っているいわゆる予算、それから、各課で管理しているパソコン等を拾い出したものがあります。済みません、平成20年度はまだ、予算、私は決算書を、全部、端から見ていないものですから、予算書ベースなのですけれども、情報推進課分は、電気代とか消耗品とか、人件費とか印刷代、そういうものを除いております。2億546万円、これが、情報推進課の予算でございます。それから、情報プラザ、これは、情報推進課の中にあるもの、それとは別に、平成20年度予算で9,265万円、庁内全て、それから、学校等も含めると、こちらが平成20年度予算でいくと2億6,600万円、国保特別会計1,051万円、介護保険特別会計ですと2,033万円、合計で5億9,511万円、これが予算書でございます。以上でございます。

白木俊嗣委員 以前、例の電算化する中で、これをすることによって人件費の削減になるというような議論を、さんざんしたわけです。そういう中で、人件費がどれくらい浮いているかというのは、試算はしてみたことがありますか。

システム管理係長 実際にコンピューターに携わっている私どもが運用の中で人を減らすというのは、なかなか動きませんので、ちょっとそこはわかっていただきたいところなのですけれども、昭和60年に情報開発課がスタートした当時は、確か5人くらいでスタートしたと思います。その後、いわゆる、平成10年、平成11年、平成12年あたり、インターネットの普及であるとか、あるいは、塩尻市でも市内全域に光ファイバーを張らなければいけないとか、そういったもの、あるいは、合併のときに、調整を出勤しなければいけないとかということがありまして、職員は、一番多いときで50人くらいになったと思います。現在は、課長を入れて8人でございます。それで、いわゆる、昭和の時代から使っておりますホストコンピューター、これらから、今、手軽に操作ができるWindowsにかわってきている時代でございますが、先ほど、古厩委員さんから話もあったのですけれども、現実で言いますと、とても操作が楽になっております。例えば、口座振替のデータを作るのに、平成18年までは、間違えることがしょっちゅうありますので、間違えたときにすぐ戻れる準備をしていながら、職員は口座振替のデータを作っておりました。したがって、操作は間違えるのですけれども、その作っていく中で、自分自身でチェックが何回もできますので、結果的に間違いのないものが銀行のほうに行っておりました。ところが、システムが新しくなりまして、操作が非常に簡単になっております。実際には、マウスと年月日を打つキーボードだけを操作すれば、操作が進んで行ってしまうというような、本当に簡単になっております。今回なのですけれども、かつてのように間違いが起こるという前提で操作をすれば、自分でチェックを何回も繰り返しながらやっていくということがその間に入ったわけですけれども、簡単にできることが、ちょっと、チェックが漏れてしまったのかなと、こんなことで、システムを管理する側でも反省をしております。また、職員が先ほど委員さんの話で、少なくなっているのかという点でございますけれども、やはり、もとのホストコンピューターから、全部、最新の技術のものにすれば、法改正の部分の多くをパッケージを作った会社がやってくれますので、私は、個人的に思うには、職員は労力がかなり減るとい方向だと思います。以上でございます。

白木俊嗣委員 先ほど、パソコンのことを聞けば、560台だと言えば、職員は1台、みんな、持っているわけです。それだけのものが必要かどうかということもあると思うのです。あのような姿勢で機械に向かっているならば、私は、何をしているか何もわからない。あれをこう見ていて、住民サービスにつながると言うのだけれど、行っても、画面に向かっているならば、客が来ても気がつかない者もいる。あのようなものを見ていると、人もいれけれど、一時は、それによって人件費がどうのこうのという話があったけれど、今、少し話を聞けば、理解しないわけではないけれど、何か、役所の人間関係ができないものが、その辺であるのではないかという、マイナス部分も結構あると思うのです。それだけの

ものが、本当に必要なものですか、わからないけれど。

情報推進課長 確かに、本当にこれが全職員に対して1台ずつ必要かと言われると、精査する部分もあるかなとは思いますが、一応、基本的には1人1台体制ということで今まで進めてまいりまして、先ほども、少し御説明いたしましたように、今回ですと5年がたてば、今までですと新しいものに入れかえて、また、リースを開始というようなことでやってきましたけれど、5年たったものも再リースなり、そのまま使い続けるなりして、少しずつ使用期間を延ばしながら、また、少しずつ入れてきたという経過で、今も、リースしたものをそのまま使い続けながら、それを壊れるまで使ったりして、そういったものでやりくりしながら何とか工面しているような状態ですので、こういった時代ですので、庁内のいろいろな電子掲示板ですとか、連絡等にもメールや何かを使ったりして、そういったものが見れないと、逆に、そういったところからの情報等が得られなくなったりして、業務に支障が出たりするようなこともありますので、そのようなことで、今のところは、全職員に1人1台体制ということで、今、使っております。

白木俊嗣委員 いろいろなシステム、コンピューターでやるのはいいけれど、ただ、5億9,500万円で、この数字が妥当な数字かどうか、少し聞きたいと思うのですけれど。

協働企画部長 コンピューターの関係につきましては、端末の、職員個々が使っている部分、それから、あと、システムとして使っている部分と分けて考えたほうがいいと思いますけれど、職員1人1台体制につきましては、いやななしに、電子決済をして、正確な意味で電子決済とは言えませんが、職員の休暇ですとか、あるいは、事務連絡等々、紙を使わずに電子媒体を使ってやっておりますので、現実には1人1台体制は必要だというふうに考えておりますし、それから、あと、市民サービスにつきましても、なかなかコンピューターの中身が見えてまいりませんので、そのシステムを導入したからといって、どういうふうに市民サービスにつながっていくのか、なかなか難しいですけれど、例えば、市民課では、戸籍の電算化によって時間が大幅に短縮されたとか、あるいは、証明等々が早く交付できるようになったとか、あるいは、自宅にいながら電子申請ができるとか、また、途中でございますけれども、そういったいろいろなメリットがあるかと思えます。それから、学校教育の現場においては、すでに、ITなしには語れないような、そういう教育にコンピューターが導入されてきておりますので、コンピューターなしに語れないだろうというふうに思います。

それから、経費が、確かに、5億円を超える経費を投入しておりますので、これは、その効果を検証しなければいけないと思います。ただ、電算化、あるいは、コンピューターだからといって闇雲に予算化したりしているわけではございません。システム導入につきましては実施計画できちんと厳しい査定をしますし、それから、そのあと、予算査定の中で、既存のシステムにつきましてもそうですし、それから、新しいシステム導入についても、その必要性、あるいは、市民に対するサービスの貢献度等々を勘案して、厳しく査定をして使っているわけでございます。ただ、現実には、それが人件費の削減にどうつながっているかという、なかなか難しい話でして、これ以上職員をふやさない、あるいは、職員も定数管理の中で削減の目標は達成してきておりますし、なかなか検証は難しいですけれども、監査委員からも、このような指摘をされております。電算システムの再構築等により各課の事務処理時間等が軽減されているが、反面、電算経費が増大しているとみまますので、超過勤務実態とあわせて検証されたいという意見もいただいておりますので、今後、非常に難しいですけれども、いろいろな面から検証していかねばいけないと、そのように考えております。以上です。

白木俊嗣委員 今、聞いていると、電子決済だ、なんだかんだ言うけれど、それだけ電子決済でみんなが目を通していたら間違いはないと思うのです。そうではないですか。私は、思うに、きのう、入った者と長くいる者と共通したも

のがなければ、仕事ができないというものではないかと思うが、そういうものではないですか。

協働企画部長 御指摘はそうだと思います。ただ、現実には、例えば、適当がどうか分かりませんが、電子システムに移行していくということは避けられない状況です。例えば、長野市役所では、議会での質疑応答、あるいは、議案書ですとかそういったものを最終的に電子でやっていこうというような取り組みをしているようです。したがって、それがいいかどうか、ちょっと、また、別問題ですけども、システムの問題と、それから、職員が日頃注意していかなければいけないということは、二立てで考えていかなければいけないと思います。職員が電算システムを使ったからすべて間違いはないだろうということではなくて、機械自体に責任はないものですから。職員がしっかり自覚をもって、チェック体制も十分にしながらやっていくという、そういう部分をしっかりしていかなければいけないだろうなと、そのように思います。

古畑秀夫委員 関連でいいですか。今の電子システムで、1人1台のパソコンを持つというようなことで、例えば、何かあっても、隣にいてもパソコンでやって話もしないという、いわゆる、先ほどの中野委員ではないですけど、職員同士のコミュニケーションがなかなかとれない、パソコンで全てのものをやっていくみたいな形の中で、いわゆる人間同士のつきあいや、言葉によって、一杯飲んだときに、先輩からこういうふうによれば、この間の二重引き落としはわからないけれど、こういうふうにすると間違えてしまうぞというようなことを先輩から教わったり、今までやってきた経験の人たちから教わるというようなことで、今まで、私も長く勤めていた中では、そういうことでやってきた経験があるわけですけども、そういうことからすると、今のこういう電子システムで人間的なコミュニケーションや何か欠けてきているということについては、先ほど、中野委員さんなどが指摘しているようなことで、皆さんも感じていると思うのです。そういう意味では、本当に、私は、税金を使って、一杯、ちょくちょく、職場のつきあいで飲めとは、今の時代では言えないけれども、そういうことを意識的にやって、コミュニケーションを取る場をきちんとつくる。

それから、これを見ると、研修委託料なども、新人研修などというものは、どのような形で行われているのかお聞きしたいのと、もう一つ、人事考課研修の中身など、少しお聞きしたいと思いますけれども、最初のものとおわせて、考え方をお願いします。

人事課長 まず、研修の中身だけふれさせていただきます。新人研修につきましては、階層ごとで研修を行っているというふうに御答弁申し上げたことがあったかと思いますが、まず、職員として採用予定者の研修を採用前の3月に行っております。これを皮切りにいたしまして、採用後につきましても、新人新入研修ということの中で、階層別の研修を行っております。

人事考課研修委託料、今年度の中身で申し上げますと、人事考課の、いわゆる考課するほうの一次考課者が、だいたい係長、二次考課者が課長というふうな形になりますが、考課者研修を3回、それから、考課をされるほうの研修、これは、係長、課長も被考課者にはなり得るわけですけども、そういった被考課者の研修についても3回行っております。

職員のコミュニケーションに関しましては、先ほど来、話もありますとおり、コンピューターの画面を見て、それぞれ隣の人と会話するかわりにコンピューターの画面でメールをやりとりするという話も、一部、聞かないわけではないですけども、いずれにしても、職場内のいかに風通しを良くして、コミュニケーションをよくしていくかということにつきましては、こういうコンピューターを媒体とした状況の中では非常に重要な部分だということで、私も感じております。特に若い職員と管理職の職員というものは、ともすると距離が遠くなりがちな部分がございます。

したがいまして、直接的な会話はもちろんというふうなの中で、研修の内容からいきますと、職場内のOJTの研修というところに力を入れるということで、研修計画のほうでも策定してきておりますし、それから、人事考課の中でも、いわゆる、目標管理ということで、職員個々に自分のミッションを中心としまして目標を立てさせまして、半年ごとに、その研修を行っているわけですが、必ず、その目標を立てる段階、それから、半期ごとのその目標の達成状況を確認する段階、この段階では、必ず上司と被考課者との面接を義務づけておりますので、そういった、強制的と言ってしまうとおかしいのですが、ある程度、そういう場も持たせるというふうな機会もございます。いずれにしても、そういう職場内のコミュニケーションを良くするということが、そういったコンピューターにすればするほど、余計、大事だということでは私どもも感じておりますので、その点につきましても、十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

古畑秀夫委員 人事考課の関係は、今、一般職まで広がったということですか。

人事課長 いわゆる給料への反映という部分でよろしいでしょうか。

昨年度の管理職の試行から始まりまして、今年度、これから、12月の手当、支給時期がまいりますけれども、12月の段階では、一般職のほうにも試行をしてみたいと。来年度からは、本格的な施行を目指すという段階になります。

小野光明委員 先ほどの情報処理システムの関連ですけれど、決算説明資料の36ページで、税情報等システムのところがありますけれども、平成19年度に再構築し、平成20年4月以降、本格運用とありますけれども、今回の二重引き落としのシステムというのは、というと、平成20年4月から運用しているシステムでミスをしたということによるのでしょうか。

システム管理係長 そのとおりでございます。ですので、月に1回処理をやるという感じでいきますと、1年12回が終わって、2年目の5回目の処理でございます。

小野光明委員 そうすると、昨年と同じことをやっているわけですね。前回と今回で何が違うのですか。

情報推進課長 システム的には特に変更しているわけではございませんので、担当する職員がかわったということがあります。

小野光明委員 それはわかりますけれど、具体的な操作上で何が違ったのですか。操作上、たぶん、何か違ったと思うのですけれど。

システム管理係長 今回、特別、変わったわけではございません。同じ、7月、その前の月までと同じ操作でございます。

小野光明委員 同じ操作をしていて、去年はうまくいって、今回は違ったというところの差は何ですか。

情報推進課長 本会議のほうでもお話が出ていたと思いますけれども、本来、1度しか実行してはいけない処理を2回してしまったと。それによって同じデータが2件ずつ入ってしまったということでございます。

小野光明委員 そうすると、昨年、きちんとできていた一番大事なことの、いわゆる引き継ぎというものはなされていないということになりますよね。

収納課長 収納課長のほうからですけれども、引き継ぎにつきましても、私、前任者から聞きましたけれども、きちんとされているということです。あくまで操作ミスということで。

小野光明委員 そうすると、システムの細かいことはあれなのですけれど、誰でも、結局、陥りやすいということでは

すよね。単純ミスとしたら。単純ミスという表現をしていましたね、今回のミスは、単純ミスだから、そんなに詳しくなくても、ある程度引き受けると、そのまま誰でもできるのだけれど、たまたま、同じようなことをする可能性が高いのか、低いのか、その辺が、少しよくわからないのですけれど。

情報推進課長 先ほど係長のほうからも説明いたしましたけれども、確かに、担当者が同じことを、今までのホストコンピューターでやっていたことに比べれば、はるかに手順的にはシンプルになって楽になった分、逆に、そういったことで、不用意にもう1回、同じ処理を実行してしまうというようなことがあり得るとい部分では、確かに、そういった部分がありますので、例えば、今度の口座振替データの作成につきましても、2回実行したとしても、2回目のデータの分、データの更新に行かないような形でシステムのほうを変更して、これから対応するというところで、一応、対策については話をしておりますけれども、以前のシステムですと、担当者が処理する場合でも、結構、複雑と言いますか、手順が複雑な部分がありまして、その分は、担当する職員は、逆に、その分、気を使ってやっている部分はあったかと思えますけれども、便利というかシンプルになった分、逆に、そういう今の2回してはいけないようなことを2回やってしまうというような、そこからの、単純ミスも逆に起こりやすい部分もあったのかという部分では、反省しております。

小野光明委員 そうすると、前のページの35ページ、住民情報等データ処理システム開発・運用事業とありますが、その2行目の中で、再構築作業を進めるため税業務等が減少し、平成19年度、47業務から、平成20年度25業務となったということになると、当然、同じように、それだけの業務を少なくして簡単にしているということは、今回は、たまたま収納課で起きたけれども、ほかでも起きる可能性があるというふうにも取れるのですけれど、どうですか。

情報推進課長 これから再構築するシステムにつきましては、そういうところを十分に気をつけて、開発にあたる業者ともその辺のところはしっかりと打ち合わせをしていきたいと思っておりますけれども、確かに、ホストコンピューター業務が47業務から25業務に、ホストコンピューターで処理する分は減っていますけれども、再構築しているほうの業務で、その分、税が、平成20年度から新たにふえているということになりますけれど、これからは確かに便利で、そして、処理や何かも楽にはなっている分、機械側のほうでもいろいろな部分でチェックをかけながら、データが二重になったりとか、そういうことがないような形でシステムのほうを構築していったと言いますか、そういったようなシステムを選定するような形で、これからは考えていきたいと思っております。

小野光明委員 その詳しいことはわからないのですけれど、10年前と今では全く違うように、相当、いわゆるITの世界は日進月歩になっていますね。そうすると、簡単であるけれど、いざ何か起きたときに組み立てるのが大変になるということで、いわゆる、情報の逆にブラックボックス化してしまうということが言われていますけれど、かつては、ホストコンピューターの業務を大手に預けていたのが、それが、ブラックボックスになることでわからなくなるから、自前でやろうという動きも自治体によってはあると思うのですが、そういった中で、保守点検業務を専門業者に任せるのですけれど、結局、任せることによって、何かあったときに職員では対応できない事態が、当然、起こるし、トータルで、いわゆる、基本設計の部分をしっかり把握している人がいないと、何かあって、ここがどうだというときの判断というものができにくくなると思うのですけれども、当然、先ほど、情報開発課時代からの変遷がある中で、基本的な制度設計はこの人に聞くとわかるというような人を置いておかないと、今後は、起こるかどうかはわからないのですけれど、サイバーテロみたいなことが起きたときに、それは、民間の誰かを雇うという手もありますけれども、やはり、

全体の制度設計をわかる人が職員の中にいないと、当然、情報推進課のほうの職員の人もかわるので、その辺も、今後のために、ある程度、手当てをしていく必要があるかと思うのですが、いかがでしょうか。

情報推進課長 確かに、委員さん御指摘のように、今までのホストコンピューターですと、我々の情報推進課の職員が直接システムやデータにふれることができますけれども、パッケージ等を導入してきますと、パッケージ等を私どもが直すことができませんので、これは、著作権の関係とか、ございますので、それは、一切、できません。その部分、我々が要望をしたりして、パッケージ等を改善していただくというような形でしか、システム的な部分については、基本的には、そういう形になりますけれども。そのようなことがありまして、確かにブラックボックス化という感は否めない部分はありますけれども、全体的な傾向としまして、大体、市役所の業務というものは、大体、似たようなものがありまして、大体、導入してきているベンダー等も、それぞれの自治体で、いくつかの自治体で実績のあるようなベンダーのシステムが入ってきておりますけれども、そういった中で、制度設計と言いますか、ホストコンピューターで処理していた頃は、業者と、本当に、細かいところから打ち合わせをして、1つのシステムを再構築するにも2年くらいかかったり、期間をかなりかけて導入してきていますけれども、今は、パッケージ導入ということで、導入期間は比較的短くて、新しいシステムが入ってくるということがありますので、そういった部分を、きちんと、我々だけで、それは、庁内の業務のすべて、それぞれの担当の業務を詳細に把握しているわけではございませんので、担当の職員等と一緒に、それは、システム導入のときに打ち合わせをしながら進めているという状況であります。

小野光明委員 専門職員を雇うかどうかという考え方は、

人事課長 情報関連に関しましては、特に、専門の情報出身者の採用ということではしてきておりません。たまたま、事務職を採用する中で、そういった専門の情報関係の出身の職員は何人かはおります。専門的には採ってきておりませんが、情報に限らず、いろいろな部分で、相当、今は専門化してきておりますし、住民用語でも、かなり専門的な内容で、深くまで入ってきている状況であります。したがって、人事サイドからの考え方としましては、そういった、例えば、情報関連の学校を卒業してきている職員が入ってきたという場合には、そういった専門のところを、十分、活かしていきたいということで、そういった人材育成を図ってまいりたいと思いますし、ほかの部署につきましても、関連の学校等を卒業している職員につきましても、そういった関連のほうにも、十分、配置しながら、専門性も高めてまいりたいというふうに考えています。

小野光明委員 確認すると、職員の中で、専門性を高めていく方向なのか、いわゆる、人に接する保育士であるとか、保健師の専門職は当然ですけれど、先ほど、これだけ費用が大きくなってくると、当然、コストのかかる中で、やはり、直接は目に見えないけれど、そういう人がいないと、いざというとき行えないということで、必要になると思うのですが、どちらですか、置くのか職員の中で育てるのか、どういう方向なのか。確認ですけれど、よくわからなかったのです。

人事課長 情報部門のその職員、専門の職員が必要という形になれば、当然、そういった採用区分の中で情報職員というふうな採用になってこようかと思えます。その辺は、市の全体の採用計画を見る中で決定していくような形になるかと思えますけれども、今現在、先ほど申し上げましたとおり、そういった専門の学校を卒業してきている職員もおりますし、情報開発課発足以来、そちらの方面のかなり専門的な知識、ノウハウを蓄積している職員も何人かおりますので、当面は、そういった専門の分野につきましても、正規職員を中心に回してまいりたいというような形になります。

総務部長 要は、情報通信に限って募集をするわけではなくて、結果として、そういう出身の方もこれから出てくれ

ば、そういうところに、やはり、つけてまいりたいと、こういうことでございます。お願いします。

金田興一委員 決算書の93ページの行政情報等ネットワークの関係、説明書は35ページですが、私、昨年もお聞きしたと思うのですが、緊急メールで情報発信した件数の中で、火災が平成20年度52件ということで、この前にもお願いしたのは、今、大門地区、高出地区という、地区名しか火災発生ときに言わないので、この前、確か個人情報保護法の関係で細かい情報は流せないというようなお話があったと思うのですが、この前の火災のときに庁内放送を聞いていて、なにになに地区の何番地付近で火災発生と、こういう庁内放送をしていましたし、この庁内放送というものは保健福祉センターでも全部聞けるので、なぜ、携帯の緊急メールだけ、それができないのかなというのが不思議なのだが、何とか、なにになに番地付近でも結構ですので、高出なにになに番地付近ということで、そういうものを入れられないものかどうなのか。今、緊急が携帯に入るけれど、また、吉田が火災かという程度だし、私は、大門のときに、火事だと飛び出したがどこへ行っていいかわからん。はしごではないけれど、人の動きを見て、そっち、そっちへ行って、そこへたどり着くという。煙が出ていけば別ですけども、そのようなこともありますし、逆に緊急メールを見て、堅石に火災発生といったら、2年前に家造ったばかりの人が友達にいたら、堅石という住所であわてて跳んできたというような事例もあったようなことで、何とかなにになに番地付近というのが入れられないものでしょうか。

情報推進課長 基本的には、松本広域消防局から入ってきたものが、このシステムによって緊急メールとして配信されるということですけども、詳細については係長のほうから答弁します。

情報企画係長 課長が今説明したとおりなのですが、松本広域連合で、広域単位に発信している火災情報につきまして、直接、それを機械で受けたものを、そのまま登録している市民の方に転送している形に、現在、なっております。ですので、松本広域消防のほうのメールのほうの方針にしたがって、こちらのほうは出している関係になっておりますので、委員さんの要望は、大変、わかるのですが、今はそのような形に対応させていただいております。

消防防災課長 松本広域消防局の関係でございますので、消防防災課のほうから、少し、考え方等について説明をさせていただきますと思います。松本広域消防局のほうからは二立ての情報が出ます。1つは、消防団、あるいは消防の関係者へのメールでございますけれども、これは、何番地、どこどこ付近ということで詳細に出ます。これは、火災出動ということで、緊急に駆けつけて火災消火にあたらなければいけないということの中で、消防関係者には詳細なものが出ております。しかし、一般の皆さまにその情報を流すと、一般の皆さまがそこへ集まってきてしまう可能性があります。まして、火災消火上支障が起きるとのことの中で、吉田地区とか、そういう表現をさせていただいております。しかしながら、区長さんにおきましては、自分のところの、例えば、吉田地区で火災が起きていながらどこの場所かわからないということでは、区長さんのほうも緊急に出動できませんので、ことしから、区長さんにつきましては、支所長を通じまして、具体的にどこどここの場所で火災が発生したということを支所長から区長さんのほうに連絡をさせていただいて、区長さんについては、直ちに出勤が、参集できるような形を取らせていただいております。以上です。

小野光明委員 細かいことですけど、79ページの一般管理費の情報公開審査会の関係で、これは、1回開いているということなのですが、平成20年度中にいくつか請求があったと思うのですが、請求件数と対象になった案件はどのようなものか、話せる範囲で結構ですけど。

庶務課長 この情報公開審査会1回の開催につきましては、任期切れに伴いまして新たに情報公開審査会委員を委嘱しましたので、その委嘱のための会議、それから、また、制度理解を知るための会議ということで1回開催したものでございます。情報公開審査会につきましては、情報公開したものの不服申し立てがあった場合に、この情報公開審査会

にかけると、また、個人情報保護の請求の関係で、目的以外に個人情報を市役所内で使ったり、提供したりという事例が発した場合には、この情報公開審査会にかけて意見を問うというものでございます。したがって、平成20年度におきましては、そういう事例は1件もございませんでした。ただ、定額給付金の関係で、やはり、個人情報を取り扱うということで、これは国の方で決定したことでございますので、これにつきましては、各審査委員さんの御意見を書面で聞く中でOKをもらいまして、事業を推進してきたという状況でございます。

情報公開自体は、平成20年度11件ございました。内容的には、建築計画概要等に関するものが4件、住居表示台帳に関するものが2件、それから、税関係システムの再構築に伴う関係資料、これは、入札というかプロポーザルに関係してのものだったと思います。それから、下水道法に基づく特定施設の届出の一覧、国土調査の地籍調査票及びそれに関係するもの、それから、地番データの更新に伴う業務委託関係書類、土地の売買に伴う関係書類というようなことで11件でございます。この中で住居表示の関係だと、建築計画の関係は、県外の業者のほうからの定例的な請求というような形の中で、毎年、時期時期に請求がされて来るというような内容でございます。以上でございます。

小野光明委員 85ページの文書事務費の郵便料ということで、2,800万円余あるのですが、内訳はどのような郵便物でもいろいろとあると思うのですけれど、ひとつ、わかりましたら。

庶務課長 これは、市役所の全体の郵便料は6,000万円を超えているのですけれども、ここで言っているのは、庶務課で予算をもっているものがこれだけだということでございます。細部の内容につきまして、担当の小松係長のほうから答弁します。

行政係長 市の庶務課としまして、郵便料につきましては、6,320万円余となっております。内容につきましては、定形郵便物、定形外郵便物、また、ゆうパック等の小包等の郵便物を含んでおります。また、各課で行っておりますパンフレットに要します受取人払いの郵便物等の料金が含まれております。細かい数字については統計を取っておりませんので、よろしくをお願いします。

小野光明委員 次に87ページの下にあります銀座、井上つるゑさんのところでございますけれども、境界確定測量の関係で、これは、確定した段階で、いわゆる、地価等も決まるとは思いますが、その上で、税額も決まってくると思うのですが、現在、どのような感じですか。

財政課長 これは、若干、この敷地の東側にあたりますか、そちらが隣の敷地へ入っているということもあったり、裏側も確定をしたいということでやらさせていただいたものでありますが、これによって、面積が確定しておりますし、これについての固定資産税につきましては、よその、東京都にあるわけですが、市の土地になっていますので、これは、非課税ということになっています。

小野光明委員 もう1点。91ページの地域振興事務費の地域活性化センター負担金とあるのですけれど、これは、何か、定期刊行物とかあると思うのですが、これは、何か、メリットはどのようなものなのか教えてください。

地域づくり課長 まず、地域活性化センターにつきましては、全国で2,014団体入っておりまして、都道府県が100万円、市が14万円、町村7万円ということで、それぞれ負担をしているわけでありまして、メリットでございますが、業務内容につきましては、地域活性化のための情報の収集や提供、また、コンサルティングやイベントの支援、また、各種助成支援をしていただいているという内容でございます。定期刊行物につきましては、各自治体のいろいろな事例を掲載した情報誌ということでございます。以上です。

小野光明委員 定期刊行物の、この関係なのですから、おもしろい情報が載っていたりするので、たぶん、課のほ

うには置いてあると思いますが、もう少し、各支所単位くらいに情報を流せるようにしてほしいと思うのですが、今のところは、まだ、していませんね。

地域づくり課長 各支所には、その定期刊行物は流してございます。したがって、ホールとか、そういうところに置いていただくようお願いをしております。以上です。

白木俊嗣委員 91ページの産学官共同研究推進事業というので、先ほどの300万円については、子ども見守りシステムとか説明しましたね。これを見ると、この説明資料に書いてあることと違いますか。

企画課長 産学官連携共同研究推進事業そのものは345万円。そのうちの300万円の共同研究負担金につきまして、先ほど申し上げました説明の折りに申し上げました信州大学との共同研究所のSCHOLA、その内容の300万円についての内容を、私、子ども見守りシステムを中心とした研究という説明をさせていただいたということです。

白木俊嗣委員 子ども見守りシステムは一部ということですか、そのうちの。

企画課長 そうということです。

白木俊嗣委員 こういう補助金も、何か大学の教師の食べ物にされているという話があるわけです。実際、これやって効果が上がっているわけですか。

企画課長 平成20年度は、子ども見守りシステムの関係で、研究が主体で進めさせていただきましたが、今年度は、研究内容がセキュリティープリンタ、そういったものを研究対象としているものですから、負担金もその分おさえまして、本年度の予算は、予算額では100万円に減額をさせていただいています。したがって、研究の中身によりましての関係になりますが、具体的に言いますと、平成20年度の300万円につきましては、ほぼ、中継機を購入しています。1台16万円、20台買っていますので実際には320万円かかっていまして、研究そのものは450万円ほどで、残りの150万円ほどは大学から出てきているというような内容でございます。先ほど言いました、私どもは300万円を負担させていただいておるのですが、その中継機というのは、設置費のほうでやった中継機とは違っていて、常に環境調査をしています。中継機の環境調査を、常に電波の環境調査をしながら、ビルが高くて電波が届かなくなったとか、そういうところを補完しながら、その20台については研究所の所有という形で運用させてもらっています。そのようなことで運用していますので、あれですけれども、決して大学の食べ物になっているという、言い方は悪いですが、そういうぐあいには私どもも理解はしておりませんし、当面、こちらのほうの内容で、産学連携で、研究者の人材育成や産業支援にもなっているのかなど。というのは、この地域見守りシステムにつきましても、中継機そのもの内容については日本無線に開発をさせるとか、共同研究で開発をさせるとか、そういう形になっていますので、そのようなことで、今年度は、セキュリティープリンタを研究しているのですが、これは、御承知のとおり、市役所は、先ほどからお話の出ています1人1台体制のパソコンになっていますので、しかしながらプリンタは1人1台ではございませんので、共同のプリンタに行くわけです。こちらから印刷をかけるとそのままプリンタのほうに出てしまうというようなことがありますので、プリンタ内に、一部内蔵して自分のIDを持っていかない限りプリンタから出ない。このようなプリンタを研究したりとか、そのようなことをしながら、どちらかという後方支援という形の中で研究を進めているというような内容でございますので、御理解をいただきたいと思います。

白木俊嗣委員 この子ども見守りシステム、子供たちが何か携帯みたいなものを持ってやるのですね。それで良かったですね。

企画課長 はい。

白木俊嗣委員 その中で、今、よその都道府県でも、子どもに携帯電話を持たせることがどうのこうのというような議論がされている、盛んに。これをやっても、そういうものが具体的にになってきたときに、果たして、それが活用できるのかという心配があるのです。

企画課長 見守りシステムの受信機と言いますが、発信機そのものは携帯ではございませんので、送信機能というか、通話機能があるわけではございませんから、全然、問題なく、ただ、子どもさんがランドセルのところに縛り付けて持っているだけという形です。それは、それを使ってネットを見るとか、通話をするとか、そういう機能のものではございませんので、音も出ませんし、音は、出ませんというのは、危険ブザーを、紐を引いたときには音が出ますけれど、普段は音が出ているわけでもございませんし、そういうものについては、全然、授業とか、子どもの生活に影響のするものではないという形になります。

白木俊嗣委員 年を取ると、その程度感覚がわからないのです。もっと理解できるように説明してください。

金田興一委員 109ページの職員の研修諸経費の関係ですが、この中で、専門研修、それから、資格取得等ということで119人という説明があるのですが、特に資格取得等というものは、例えば、どのような資格があるのか、あるいは、どのような資格の取得が一番多いのか、そのような点、お聞かせいただければと思います。

人事課長 職員係長のほうから答弁いたします。

職員係長 資格取得等の内容でございますけれども、社会福祉主事とか、あと、3級の陸上特殊無線技士、これについては、消防の関係する指定職員が取る必要がございます。それから、防災の防火管理者、これについても、地域異動に伴いまして、広域消防局のほうで指定する職員が受けている。一応、該当では、以上です。

古畑秀夫委員 113ページの上の防災の関係ですが、災害危険住宅移転484万円ということで、8月に洗馬の上組で土砂災害、これは、土砂災害危険地域の住宅のことだと思っておりますが、あのお宅もその危険地域への住宅で、裏の土手というか山というかが崩れたということだと思っておりますが、そういったものは、塩尻市の中では、何戸ほどそういう指定を受けているのか、そして、この補助金の関係で、先ほど説明を受けましたけれども、最高額480万円が最高だということですが、どのくらいのもので、どういう形の補助だったのか、もう少し細かく、できたら教えていただきたいと思っております。

消防防災課課長 最初に特別警戒区域の対象戸数の関係でございますが、旧塩尻市の地域、これにつきましては180戸が該当をしております。旧塩尻市につきましては、平成19年度、指定を受けております。それから、旧榑川村の地域でございますが、こちらにつきましては基本調査が終わりまして、現在、県の指定を待っているところでございまして、今年度の秋には指定が入る予定でございますけれども、その中で数字でございますけれども、63戸、該当となっております。したがって、塩尻市の全体の特別警戒区域対象戸数につきましては、243戸が該当になります。

それから、補助金の関係の補助対象額でございますが、大きく分けまして3つにわかれております。1つは、危険住宅を移転するための除却費、これにつきましては、撤去の費用だとか、動産の移転の費用だとか、あるいは、仮住居の費用ということになります。最高限度額78万円でございます。

それから、危険住宅にかかわる住宅の建設をするための費用ということで、ここが2つにわかれておりまして、まずは、土地購入費。これにつきましては、金融機関からの借り入れの利子に相当する額で、最高上限額が96万円。それから、もう1つ、危険住宅に代わる住宅を建設するための建設費用、これにつきましても金融機関からの借入金の利子に相当する額。したがって、土地購入費と建設費につきましては、利子の相当額という形になるわけですが、建設費が

最高310万円になります。この3つの除却費、土地購入費、建設費、これをあわせた金額が484万円ということになります。以上です。

古畑秀夫委員 この危険災害、自分の家がそうだということは、取りあえずは180戸では、承知しているという理解でいいですか。

消防防災課課長 この180戸につきましては、すべて、ここあてに通知を出しまして、この特別警戒区域に該当しているということで、通知を差し上げてございます。

金田興一委員 107ページの生活支援の関係の法律・特設合同相談の関係ですが、公証相談というのが11回計画をされて2件というふうにあるのですが、全然、相談のないときのほうが多かったということでしょうか。

くらしの相談室長 公証相談につきましては、公証役場の方が見えて相談に乗っていただくわけですが、ほとんど遺言書の書き方とか、専門的な証書との関係でありますので、年間をとおしては、そんなにございません。2件あれば、あったほうかなというふうに考えます。

金田興一委員 あまりなければ、例えば、くらしの相談室あたりを窓口にして、あったときに、そういう形での相談の斡旋なり、相談の実施なり、そういう形には、したほうが、いわゆる、効率的ではないでしょうか。

くらしの相談室長 委員のおっしゃるとおり、公証相談につきましては、申し込みがない場合は、直接、公証役場のほうにお電話して、私どものほうで、来なくていいという失礼ですが、こういう形を取っております。予約制になっていますから、予約があれば、一応、お願いして来ていただく、そのような形ですので、よろしくお願ひします。

副委員長 先ほど、市税の納入率とか、納入額を説明していただきましたが、9月8日にその部分のほうより議員全員に配られた件で、ある方が、固定資産税が同姓同名によって誤って通知が行ってしまったということで、その作業の手の流れが、少しよく見えないのですけれども、どこの部分に誤りがあったのか、データの入力なのか、また、送るときにミスがあったのか、その辺がよくわからないので説明をお願いします。

税務課長 議員さんのお手元のほうに投げ込みいたしました件でございます。あつてはならない、同姓同名によります課税誤りという形の中で、間違えて課税をされた方はもちろんですが、本来、納めていただける方にも大変御迷惑をおかけした件でございます。経過について申し上げます。現在、松本市に法務局というものがございまして。こちらのほうに、土地、あるいは、家屋、こういったものの所有権が移転登記がされた場合、法務局は、月分をまとめまして、原則、翌月には、市区町村のほうに登記済通知書というものを送ってまいります。今回の件につきましては、昨年9月に相続登記がされました。したがって、10月に私どもの手元に届いたわけでございますけれども、登記自体は、住所、氏名といった形の限定のみで判断をいたします。たまたま、その事務処理の過程の中で、塩尻市の中で名字、読みとも同じ方が3人おいでになりました。うち、今回にかかります吉田の地籍に2名の方がおいでになりまして、本来、課税すべき方をAとすれば、Bという方を所有者という形で、いわゆる個人番号を押えまして、その個人番号の方に、物件は土地だったのでございますけれども、この土地が相続されたと、そういった事務処理をしてしまいました。結果、その部分で誤ったBという方に土地の税金が賦課されました。こういったケースでございます。

副委員長 そうしますと、3名いるうち2名が吉田、住所も名前も同じという条件が重なってしまったから起きたということでしょうか。

税務課長 当然、住所が正しい方であれば、問題はなかったのですが、誤った御住所の方のほう当事者だという間違いをしたのです。

副委員長 データの入力ミスになるという理解でよろしいですか。

税務課長 おっしゃるとおりでございます。

中野長勲委員 97ページの行政連絡諸経費の中で、行政連絡長報酬というものがあるのですが、これは、各行政区でも手当は出ていると思うのだけれど、市から出る分については、もし、人勤で大きな変動があれば、これは、人勤に対して関係があるのですか。その辺を聞きたいと思います。

地域づくり課長 係長のほうから。

地域政策係長 行政連絡長報酬につきましては、特別職の報酬等で決まっておりますので、人勤等の影響は受けておりません。定額でございまして、改正されるまでは同額でございます。

中野長勲委員 人勤で改正されれば、それなりに改正されるという。

小野光明委員 人勤は関係ない。

中野長勲委員 関係ないということですか。

地域づくり課長 今の基準となりますのは報酬等審議会としまして、市全体のいろいろな委員さんがおいでになりますが、その方へお出しする金額を決めていただく、そういう会議によって決定していくということでございます。

中野長勲委員 私、勘違いをしました。わかりました。それで、これは、いつ頃からこの報酬というものが決まっていますか。どのくらい前から。

地域づくり課長 現在、お出ししているものは、平成19年に改正したものからということで。

中野長勲委員 わかりました。

もう1点、113ページの国際交流員報酬について、これは、どのような基準で出しているのか、少しお聞きしたいと思います。

秘書広報課長 国際交流員でございますけれども、これは、私ども、JETプログラムシステムによりまして国際交流員を招いております。実態は、国際化協会というところが親元でございますけれども、ここでは、こういった外国青年招致事業については、1人月額30万円という報酬の金額が決まられてございまして、その金額、並びに共済費等、また、社会保険料等、決められておりますので、それに基づきまして支出しているということでございます。

中野長勲委員 そうすると、これは、本人に、直接、支給されるということで理解していいわけですか。何とか団体とか、そちらに行くのではなくて。

秘書広報課長 当然、手取りの額とは違いますけれども、本人対象の金額でございます。

中野長勲委員 おのずと住居費だとか、交通費だとか、そういったものについては、どうなのでしょう。

秘書広報課長 交通費にあつては、近くにお住まいなものですから、支給はないのですけれども、住居費にあつては、カウントしてございます。この中に含まれております。

中野長勲委員 わかりました。

副委員長 説明資料の34ページ、先ほど、職員採用試験の件で説明を受けましたけれども、これを見ますと、塩尻市に就職をしたいということで177人の方が、塩尻市を選んでいただいで受験をしていただいでいるわけですが、塩尻市、全国、県内、市町村は、多くありますけれども塩尻市を選んでいただいた理由、例えば、塩尻市が出身ですとか、例えば、塩尻市の行政の取り組みとか政策とかに魅力を感じて、そういう事業をやりたいとか、そういう何か、何というか多いものでいいのですけれども、そのようなものがありましたら教えてください。

人事課長 塩尻市の出身者の方が、保育士等は別としまして、事務系の職員で、応募者でまいりますと、半分まで、ちょっと、今、いかにいかんかと思えます。詳細が、もし必要であれば、改めて確認をしますけれども、半分までいかにいかんかと思えます。地元へ、当然、戻りたいというふうな、市内出身者であれば戻りたいというのが主な内容になりますけれども、私どもとしましては、こういう時代でございますので、いわゆる、成績が良いの悪いのというよりも、その人間性をできるだけ見させていただきたいということの中で、応募の段階で一次面接と言いますか、一次の面談をさせていただいております。その際に、応募の理由等も書かせまして、それに基づきまして、うちの職員が、個別に一对一で面談をさせていただいたり、そのようなことをしております。あるいは、また、最終的には二次面接ということで理事者の皆さんにも面接をさせていただいておりますけれども、その段階でも、当然履歴書の中にも応募動機等も記されておりますので、そういった面接、面談をしまして、得ている印象としましては、例えば、市外の出身者の方で全く塩尻市を知らないというふうな方の中にはいらっしゃると思います。応募理由を聞きますと、やはり、行政の業務の内容に非常に魅力を感じたとか、あるいは、教育関係の出身の方であれば、近隣の市の中で、例えば、子ども教育と言ったような施策に感動しているとか、あるいは、子育て支援が充実しているからというふうな、そういった、私どもにとっては、かなり、ありがたい、そういった情報を、お一人お一人の情報を得た中で受験してきているという応募者も相当多数にのぼっていることも事実でございます。私どももできるだけ、そういった面でも塩尻市以外というの、かなり応募が多くなっているとは感じております。

副委員長 行政に魅力を感じて応募していただいている177人の方がいらっしゃるということは、とてもうれしく、ありがたいと思うのですが、今、教育とか、子育て支援の部分で説明をしていただきましたが、それ以外で行政の取り組みとかで、魅力を感じていらっしゃるという方の声はありますか。それか、例えば、将来、こんな塩尻市にしたい、塩尻市への夢とか希望とか、その辺に尽力を注ぎたいというような。

人事課長 そうですね、先ほど申し上げましたが、一例なのですが、当然、塩尻市という土地柄が、キャッチフレーズなども含めまして、自然との調和といった部分に魅力を感じたりとか、市外に出てみて、やはり、一番暮らしやすいとか、そういった意見も聞かれます。当然、応募してきて自己PRするからには、そういった部分で自分を良く見せようというところもありますので、半分は調子いいといった部分もあるかと思えますけれども、話を聞いてみますと、私どもも、やはり、行政マンとして、こういった市にしなければいけないというところは、応募者の皆さんも感じているというところがあるというふうな印象を思わせます。

委員長 ほかにございますか。基本的には、後戻りはしませんので。審査がよろしければ、これでこのページに関しては、よろしいですね。それでは、10分間休憩します。

午後2時42分 休憩

午後2時52分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。ありますか。

金田興一委員 まだ、次に進まないの、戻るわけではありませんが、今、緊急災害情報の関係、ちょっと耳に挟んだところによると、消防防災のほうで御配慮をいただければ、市会議員のほうも可能だというようなお話を聞きましたので、市会議員だけというつもりではありませんけれども、できれば、御配慮いただければありがたいと、このような要望をしておきたいと思えます。

消防防災課長 市議員さん全員をメール登録すると、塩尻市内でどこでもあった火事のメールが、ぱっと流れて行ってしまいますので、それだと、寝ている最中にびっくりされることもございますので、支所長の情報を議員さんのほうへも流していただくように、そのような段取りをしようかなと思っておりますけれども、そのようなことでよければ早い段階で手配をさせていただきたいと思います。

委員長 今、要望ということでありますので、皆さん、どうですか。全員の皆さん、もし、どうでもうるさくてもいいというなら。

白木俊嗣委員 いいということにしておいたら。

委員長 それでは、今、言われた課長の言うような方向で。

金田興一委員 当面そういうことで。

委員長 進めていただければと思いますので、ひとつよろしく。要望としておきますので。

それでは、以上を持ちまして、全ページは終了させていただきます。続きまして、民生費126ページから衛生費183ページについて御説明をお願いします。

健康づくり課長 私のほうからは、決算書の140、141ページになります。そちらをお開き願いたいと思いますけれども、民生費中7項の榑川保険福祉センター管理費であります。この管理費につきましては維持管理ということで、地域の保健福祉の窓口として、御利用いただいております。現在17の利用団体に利用いただいております。主な利用内容としましては、放課後児童教室、榑川地区の共同作業所、それから、給食・配食ボランティア等で利用いただいております。この施設の管理なのですけれども、平成20年4月からNPO法人ビレッジならかわのほうと施設管理業務委託を締結しております。管理をしていただいております。以上です。

委員長 ちょっと待ってください。時間も追っておりますので、なるべく説明も簡潔に。何と云うのか、台本もあると思うので大変と思いますけれども、ぜひ、そのようなことで御協力のほどをお願いします。

市民課長 続きまして142、143ページをお願いします。8目老人医療事務費でございますが、平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートいたしまして、老人保健制度が廃止されておりますけれども、3月分の診療分、あるいは、月遅れ請求分の処理をいたしました事務諸経費でございます。

続きまして9目、国民健康保険総務費でございますが、3つ目の丸、社会福祉事業繰出金につきましては、法で定められた公費負担等によります各会計への繰出金でございます。老人保険事業特別会計繰出金につきましては、先ほど申し上げました平成20年3月診療分等にかかわります市の負担分として、医療費の12分の1を繰り出したものでございます。

続きます国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、6種類ほど書いてございますけれども、例としまして保険基盤安定繰出金、保険税軽減分ですが、これは、4割軽減等についてですが、これにつきましては、県が4分の3、市が4分の1を負担するということになっておりますので、それに基づく繰出金。あるいは、2つ飛びまして、出産育児一時金につきましては、市が3分の2を負担するということになっておりますので、それに基づくもの等となっております。

10目の後期高齢者医療運営費でございますが、1つ目の丸としまして、後期高齢者医療広域連合負担金としまして、事務費負担金として、これは、広域連合の運営費ということで、均等割、あるいは、人口割等により負担しております。

続きます後期高齢者医療広域連合負担金、医療費につきましては、これも医療費の12分の1を市のほうで負担する

というものでございます。

続きます2つ目の丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございますが、こちらにつきましても、先ほどのところでも申し上げましたけれども、保険料軽減等に基づく繰出金となっておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

続きまして、160、161ページをお願いします。4項国民年金事務費でございますが、国民年金は平成14年から国の直轄事務となりまして、市が法定受託事務として、年金の加入脱退、あるいは申請、相談等の窓口を行っておりますが、それに伴う経費でございます。以上です。

委員長 よろしいですか、次へ行きます。衛生費のほうに入って、よろしいですか。

健康づくり課長 それでは、162、163ページをお開き願いたいと思います。決算説明資料は46ページになります。4款の衛生費、1項の保健衛生費について説明します。まず、163ページの下の方の白丸になりますけれども、保健衛生事務諸経費がありますけれども、この中で、主なものについてお話させていただきたいと思います。次の165ページを。上から3つ目になりますけれども、在宅当番医制事業委託料、それから、次の在宅歯科当番医制事業委託料、それから、当番薬局制事業委託料、これらにつきましては、休日、あるいは祝日の緊急ということで、それぞれ塩筑医師会、それから塩筑歯科医師会、また、松本薬剤師会をお願いして委託をしているものでございます。

そのところから8つ下がりましたところに、木曾広域連合負担金がありますけれども、これは、檜川地区の平日の夜間、あるいは、休日等の救急に関して医師の確保のために支出しているものでございます。

1つ飛ばしまして、病院群輪番制事業負担金とありますけれども、これにつきましては、松本医療圏の二次救急の医療の確保のために支出しているものでございます。利用者割30パーセント、人口割70パーセントの負担をさせていただいております。

その下、松本地域出産・子育て安心ネットワーク負担金につきましては、共通診療ノートを使いまして出産場所と検診場所の住み分けを産科勤務医の負担軽減を図るために緊急避難的な取り組みをさせていただいております、その負担金を支払っているものでございます。

次の白丸、保健衛生繰出金ですが、金額が少し大きくなってございますけれども、両小野国保病院の組合繰出金については、精算による追加繰り出しがありまして、その分が含まれて繰出金を出しております。

国民健康保険檜川診療所事業特別会計繰出金についても、収入と支出の差額ということで、支出をさせていただいておりますので、不足分の繰り出しです。

その下、白丸の天使のゆりかご支援事業でございますけれども、不妊治療の補助金になります。平成20年度は64人の方から申請を受け、平成17年から4年間で新生児83人の誕生がありました。

その下の予防対策事務諸経費ですけれども、予防接種法に基づくものです。乳幼児の予防接種として、ポリオ、三種混合、日本脳炎、二種混合、それから、麻疹、風疹等があります。高齢者のインフルエンザもこの中に含まれております。総額で昨年よりも約1,400万円多くなってございますけれども、この中には、中学1年、高校3年生への麻疹、風疹の予防接種1,200人分あまりが入っております。それから、高齢者にインフルエンザを接種しましたので、通常よりも800人ほど増になっているのが主な要因になっております。

それから、消耗品費の金額が多いわけなのですけれども、これは、各種ワクチンの購入費になっております。

それから、下のほうに行きますと、下から数えて4番目のところに個別接種医師委託料とありますけれども、これは、医師への委託料になっております。

次のページをお願いいたします。166、167ページをごらんください。上のほうに感染症予防対策費とあります。これは、乳幼児へのBCG直接接種だとか、成人の胸部レントゲン撮影、結核の健康診断等に要した経費になります。

真ん中あたりのところに行きますと、健康増進事業があります。これにつきましては、決算説明資料47ページに書いてありますけれども、生活習慣病やがん予防に向けて各種検診を実施するとともに、自分の健康は自分で守るという意識の普及を行い、疾病の早期発見と予防活動を図るためのものです。主なものは、最後の保健対策事業委託料、約5,300万円ですけれども、早期発見、早期治療を目的に、胃検診、大腸検診、肺がん検診等を実施しております。

それから節目検診として緑内障、それから、よく聞えますか健診、さわやか歯科健診等を実施しているものです。

次のページ、168、169ページをごらんください。中ほどに高齢者歯科検診事業とあります。これにつきましては、塩筑歯科医師会に事業委託し、在宅寝たきり老人の家を訪問しまして検診を行っている事業です。

次の後期高齢者等保健対策事業につきましては、塩筑医師会に一部委託し、75歳以上の高齢者を対象に、生活習慣病及び介護予防のための検診を行っている事業です。

続きまして、次のページになりますけれども、170、171ページになります。ここでは、母子保健事業になりますけれども、母子保健法に基づき、妊娠、出産、育児や乳幼児保健についてのサービスを提供しているものでございまして、2つ目の黒ポツになりますけれども、母子保健事業医師等謝礼につきましては、4カ月、1歳6カ月、3歳児健診に対する医師の謝礼金になっております。

それから、中ほどのほうに黒ポツで、一般健康診査委託料とありますけれども、この内、妊婦一般検診健康診査につきましては、平成19年度は2回、平成20年度は5回の検診を補助支援したことから、昨年と比べて1,000万円近く増額になっております。この事業につきましては、平成21年度も国の妊婦検診審査支援事業補助金を活用し、平成21年度からは14回分、支援をしていく予定になっております。現在も実施しております。私のほうからは以上です。

生活環境課長 引き続きまして、同じページですが、5目の環境衛生費をお願いしたいと思います。決算説明資料は48、49ページになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。備考欄のところの3番目、環境衛生一般事業の4行目、衛生部長、衛生班長さんの手当てでございます。部長さんは均等割、1区2万3,100円、戸数割で55円。それから、衛生班長さんは、戸数割で400円の支払い計算でございます。ちなみに班長さんは、856人に支払ってございます。

次のページをお願いしたいと思います。その事業の一番下、資源リサイクルの上でございますが、木曽広域連合負担金でございます。これは、木曽広域連合へ榎川合併に伴います、ごみ・し尿の処理施設の起債償還分でございます。平成20年度分を支払ったものでございますが、これにつきましては、平成21年度予算ですべて完結する予定でございます。なお、平成21年度は約1,569万円の予算化をさせていただいてございます。また、ごみの処理を榎川分につきましては木曽広域にお願ひしていたわけですが、それが、平成19年度、終了させていただきまして、この平成20年度は、榎川も塩尻のシステムの中で、組合との割り振りで予算化させていただいてございますので、また、後ほど、簡単に説明します。

資源リサイクル推進事業でございます。そのちょうど真ん中のところになります。資源物回収事業委託料でございます。これにつきましては、平成20年度、約4,040トンのものでございます。これは、収集運搬についてでございます。内訳は、総量で4,040トン、古紙が3,670トン、アルミ72トン、スチール118トン、その他金属

140トン、古布が40トンということでございます。前年に比べまして全体で30トンくらい減になってございます。これにつきましては、2業者に収集運搬をお願いしております。塩尻、檜川を除くのは、塩尻リサイクル、それから、檜川地区は、光商会さんに収集運搬をお願いしているものでございます。

その事業の一番下、資源物回収事業補助金とございます。その資源物回収事業補助金につきましては、学校関係と地域収集について補助をさせていただいてございます。学校関係は、全体量の3円及び売上の2分の1を、あと、予算の範囲内での係数をかけさせていただいてございますが、およそでございます。学校は、平成20年度は2校、雨もありましたが、取りやめておまして、9校が資源回収でございます。約201万円、それから地区補助でございます。こちらは、売上の2分の1及び予算の範囲内での調整係数をさせていただいておりますが、地区のほうへは229万円余を補助金として交付させていただいてございます。

その下の「クリーン塩尻」推進事業でございます。この主なものでございますが、「クリーン塩尻」推進連絡会議補助金、それと、環境と食と生活のフェアの負担金でございます。クリーン塩尻の連絡会議の主な活動は、エコウォーク、それから、クリーン塩尻パートナー制度をやったものでございますが、平成20年度は10月18日、1,850人、前年より約100人増になっております。それから、クリーン塩尻パートナー制度、これは、アダプト制度と言いまして、責任を持ってある地区を美化運動していただくということですが、平成20年度は7団体ふえまして、今、16団体が登録で美化活動に頑張らせていただいております。

それから、その下のフェアの関係でございますが、平成20年は、10月5日、体育館周辺で約3,000人参加でやらさせていただいたものでございます。ちなみに、こしは、50周年の記念事業ということで、11月7日・8日に、大農業祭、それから産業フェアとこの環境と食と生活のフェアを一緒に2日間開催の予定で、今、準備を進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、廃棄物不法投棄防止対策事業でございます。次のページをお願いしたいと思います。175ページの一番上に2つございます。不法投棄物処理委託料及び不法投棄回収委託料でございます。下の不法投棄回収委託料は、シルバー人材センターとNPO水と緑の市民ネットに、それぞれ、パトロール及び不法投棄をされているところの片付けをかねて、パトロールをしていただいております費用でございます。その片付けの、不法投棄物の処分料でございます。その処理委託料が、不法投棄処理委託料ということでございますので、よろしくお願ひいたします。前年に比べまして、若干、不法投棄の処理の量がふえております。

続きまして、その下の6目の環境保全費をお願いしたいと思います。公害防止対策事業をよろしくお願ひしたいと思います。ここは、環境のモニタリングを兼ねた測定が主になっておりますので、平成20年度、特徴のあるものを御説明させていただきますが、11行目に自動車騒音調査委託料というものがございます。1カ所20号のバイパス、棧敷中挟のバイパスのところの騒音測定をさせていただきました。それと同時に、その事業の下から6行目に、公害測定車仮設電気工事というものがございます。これは、県の大気測定車の青空号というのがございますが、それを要望いたしまして、1カ月、バイパスの棧敷中挟のところで大気測定をさせていただきました。これは、自動測定器でございます。ソックス、ノックス、浮遊粒子状物質等の測定を行う精度のいいものでございますが、その測定を県の予算で行っていただきました。それにあわせて騒音調査をやらさせていただきました。結果としては、ほぼ環境基準を、騒音の場合も、そのときの測定ではクリアしておりますが、若干、光化学オキシダント、ノックスのほうは1日、2日、オーバーしているときがあった、でも、総体的には、環境基準をクリアしている。

それと、大気測定分析委託料の、その下にダイオキシン類調査委託料というものがございます。これは、2年に1度、環境の大気ということで、ダイオキシンを測定させていただいてございます。大門地区と吉田地区で、2地点、測定させていただいております。これも環境基準を大幅にクリアしてございます。

あとそこに書いてあります大気汚染、それから、特定事業所、地下水、河川、湖沼の関係は、通例の14河川・4湖沼と環境大気の測定の経費でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。大気につきましては、環境基準をクリアしてあります。河川につきましては、大腸菌を除きまして、ほぼ、すべてクリアをしてあります。大腸菌はクリアをしておりません。

続きまして、その下の自然環境保全事業をお願ひしたいと思ひます。次のページをお願ひします。上から2つ目、自然保護・調査パトロール委託料、これは、レッド・データブックを有効に、あるいは、この次の資料づくりということで、自然保護ボランティアの方たちに、自然公園内、あるいは、レッド・データブックに載っております守るべき自然をパトロールしていただいているときに、貴重動植物についても記録をしていただきたいという内容でお願ひしているものでございます。これは、2年目になります。これにつきましては、県の元気づくり支援金事業の全額補助対象を、平成20年度は、いただけたということです。

続きまして、その下の地球環境保全事業をお願ひしたいと思ひます。一番下にあります新エネルギー導入普及事業補助金でございます。そこに書いてありますのが、平成20年度の実績でございます。前年度に比べますと、ソーラー発電で3機、それから、薪ストーブが増になってきてあります。

続きまして、その下の環境教育推進事業でございます。これにつきましては、訪問出前講座等、これは、保育園、あるいは、小中学校、それから、公民館活動に、平成20年度は14回行きまして、延べ765人の方に訪問講座を開催いたしました。それと2月28日にトーク&パフォーマンスを子供たちの発表を含めてやらさせていただいておりますが、参加者約500人、毎年ふえてきてあります。盛況な内容でございます。ことしは、やはり、2月の終りくらい、あるいは、3月の初めくらいに計画してありますが、レザンホールの大ホールを予定してあります。今まで、中ホールでしたが大ホールを予定してありますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その下の環境管理システム推進事業でございます。これは、市のISO14001の関係と環境管理システムの補助事業及び塩尻環境スタングードの推進事業内容でございます。今回の補助金対象は、1事業所でございます。これは、2分の1、50万円限度でございます。それと、塩尻スタングードにつきましては、この平成20年度で32事業所が登録されたことになってあります。

次のページ、178、179ページをお願ひしたいと思ひます。7目の斎場費でございます。斎場施設管理費でございます。その管理費の真ん中のところに斎場運営業務委託料、約1,200万円がございまして、これにつきましては、塩尻造花に随意契約で委託をさせていただいて、斎場の関係は、今、2人、事務も含めまして2人の体制でやらさせていただいている委託料でございます。今年度の実績でございます。市内が538件、市外が117件、合計655件という内容になってあります。これにつきましては、斎場の費用でございますが、また、歳入のほうもございまして、平成20年4月1日から料金を値上げさせていただいてございましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

その下の2行目、火葬残灰処理業務委託料1円でございまして、これにつきましては、平成20年度、火葬場の残灰処理につきまして、見積もり入札をさせていただきました。4社登録業者がございまして、この4社は、長野県下の斎場の残灰を扱っておりますし、近県でも、全国的に扱っている4社でございます。私どもの考え方は、焼却された灰であり

ますので、事業系に伴っている産業廃棄物の残灰という形で入札の見積もりを取らせていただきました。4者とも1円で入札が出てまいりました。平成20年からでございますが、4社、抽選で業者を決めさせていただきました。ちなみに、平成21年度も考え方は同じでやりましたが、1円見積もりでございまして、抽選でやらさせていただきました。ちなみに平成19年度は、交通費の分、約5万8,000円余が決算になっております。これについては、また、他市の状況、これは、決算監査のときの意見書の中に監査委員さんからもございますが、長野市さんは、これを収入として歳入のほうに入れております。というのは、この火葬灰の場合に、貴金属及びバイメタルも若干ありますし、中には、シーツ等で一部分合金ですね、そういうものが入っていたりするという内容で、なおかつ、その灰の中には、やはり、貴金属系のものがあるということで、わりといい値段になる。ただ、その後、有価で資源ということで出すということについては、長野市さんはやっておりますが、火葬される方からは、すべて、承諾のはんこをいただいています。これは、有価として出して、そのお金は市の収入にしますという承諾をいただいています。ほかの市も、また、細かいものは、係長のほうで、御質問があればお答えしますが、うちのように廃棄物として処理をお願いしている、あるいはその処理を無料でやっていただいているという形態の火葬運営が主要でございます。うちとしましては、今の考え方では、焼却炉から出る残灰という形であれば、産業廃棄物に準ずる処理で、ここ2年間は事務をさせていただいています。ですので、交通費等の入札の見積もりでは、約5万円くらいの予定を立てておりましたが、見積もりでは、2年とも1円が出てきております。抽選という形です。以上、経過でございます。

続きまして、斎場費の丸の斎場施設維持整備費でございます。主なものは、営繕修繕では、火葬炉の修理と火葬炉内の炉の修理が主なものでございますし、建物補修工事というものは、火葬棟の屋根の下にあります銅板葺きをさせていただきました。銅板葺きの葺きかえをやらさせていただきました。

8目の霊園費をお願いします。霊園管理諸経費にございますが、臨時作業員賃金、これにつきましては、約1,200本でございますサツキ、ドウダン等の剪定及び剪定教室でも利用させていただいているもの内容でございます。米窪緑化さんをお願いしております。

次のページをお願いいたします。次のページのほうで行きますと、聖地内草取委託は、森林組合さん、霊園管理業務委託はシルバー人材センターをお願いしてございます。

永代使用料還付金、ことしは12件、前年は7件ございました。還付の内容は、1年から15年の間の方は、その時の金額の2分の1、16年から30年の間、その時の金額の3分の1、30年以上たちますと4分の1、返還させていただくという内容でございます。12件でございました。

次のし尿処理費は、下水道ですので、次のページをお願いしたいと思います。次のページの清掃費の2目のごみ処理費をお願いしたいと思います。このごみ処理費は、塩尻朝日衛生施設組合負担金でございます。ちなみに、この負担率につきましては、人口割30%、それから、実績、ごみの実績ですね、実績割70%というような内容でございます。朝日の決算は、今、監査を受けておまして、10月議会で認めていただくわけですが、歳入の決算額7億9,498万9,748円、歳出決算が7億4,113万5,445円、実質収支額は5,385万4,303円となっております。そのうちのごみ処理、塩尻市分が約5億5,000万円、95.45%、朝日村さんが2,629万7,000円で4.55%の負担率という形になります。ちなみに、燃えるごみの量ですが、前年対比、総量で3.2%の減、燃えるごみでは、3.9%の減、不燃ごみは、4.8%の減ということで、全体的に、ことしごみの量では減ってきております。

続きまして、その3目上水道費、上水道施設費の水道事業会計繰出金、それから、簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、水道事業等には、水道事業会計の安定化のための繰出金でございますし、簡易水道につきましては、檜川地区簡易水道事業に伴う建設改良費、維持管理費等の起債償還等に対する事業安定化の繰出金ということになっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長 それで、すべてですね。それでは、ただいま説明を受けました民生費、衛生費に関しまして、委員の皆さまより御質問、御意見がありましたらお出しください。

古厩圭吾委員 175ページですが、不法投棄処理がありますが、この廃棄物にかかわる感じとして、不法投棄であるのか、業者が集積してあるのかというのは、それぞれの立場で言い逃れとしか思えないような話をされてしまうんだけど、こういうものは、どういう判断で、これは不法で、これは合法なり、会社が管理しているという認め方ができるのかというのは、そういうものは明確に何かあるわけですか。

生活環境課長 不法投棄で、その土地を管理している、あるいは、借りてそこに物を置いてあるという場合には、一番最終的には、そのごみの所有権がどこに存在するかということで、最終的には決まるということになっております。その所有権者が基本的には、ごみでない、要は、廃棄物ではなくて有価物でありますという判断をしているときには、それを覆す書類を地方事務所等と一緒に見ない限りは廃棄物にならないというのが、今の実情です。ただ、事業活動に伴って廃棄物を、それが廃棄物であるのか、有価物であるのかというのは、市場の原理と、それから全体的に見て、通常、廃棄物として扱えるものである、違います、逆です。通常、有価物として扱えない物であれば、産業の廃棄物で扱うというのが、平たいですが、国のほうの通達でございます。その場合によって、だいぶ違ってきます。

古厩圭吾委員 一般の人の目から見たら、明らかに勝手に廃棄しているように見えるわけだけれど、そのものが。ただ、その人が所有権を主張したら、例えば、そういう物を自分の敷地内に自分で整然と置いたのならまだともかく、一般的な目から見たら、これは勝手に捨てていったと思っても、所有権を主張して、私にしてはこれは価値ある物だと言え、そうですかということで引き下がらざるを得ないという判断をするということですか。

生活環境課長 それは、そういう判断をせざるを得ませんが、廃掃法の中では、土地の管理者はそこを清潔に保たなければいけないという義務がございますので、それを言って、市のほうと、一般の家庭であれば、市のほうで、一般廃棄物の関係で清潔に保ってほしいという、あるいは、保つべきだという指導はさせていただいているのが通例です。ですので、そこでトラブった場合には、トラブると言いますか、平行線になった場合には、時間がかかるというのが実情です。

古厩圭吾委員 そういう言い方をされるしかしょうがないだろうけれども、現実には、どう見ても、例えば、自分の敷地、これは、個人でなくて、例えば、ある種の企業なりそういうところが、雑然と、しかも、動かか動かないかわからないような、例えば、重機類だとか、その車だとか、あるいは、建築廃材だとか、そういうものを置いておいて、例えば、それが、荷崩れして川に流れて行って、流下で迷惑をかけているとか、そういう御指摘をいただいたりするケースもあるが、そういうことがあった場合に、行政としてある種の力を持った指導というのはできるわけですか。

生活環境課長 例えば、廃棄物のそういう許可業者、あるいは、業としてやられている方の、その業の中での指導内容であれば、非常に強くできます。ただ、私はここを資材置き場だという形で置いてある場合に、ここに置いてある内容が整然と置かれている、そういう内容、あるいは、自分の敷地外に出た場合には、例えば、最悪の場合には、不法投棄も考えられますが、自分の敷地内で、その人の言う適正な管理であれば、それをどの程度、市と地方事務所で指導し

ていくかというのが、ケースバイケースになると思います。ですから、私は、そこは、資材置き場だという形になってきた場合には、非常に、そういう例はありますが、整然と置いて、土地の管理をしていただいてくださいという行政指導の範ちゅうになります。

白木俊嗣委員 そのような甘いことを言っていると、新聞沙汰が出るような騒ぎになると思う。古厩委員も、例の岩垂原のことを言っていると思うのだけれど、あそこに、みんなさん、行って見えていますよね。私も、あそこを通るときに、これは大変だと思うので回って見るけれど、資材置き場というようなものではないですよ。あのようなものは、そのような生ぬるいことを言っていないで、地方事務所なり何なりと連携を取ってきちんとやっていかなければ、雨でも降ったら、あれが、今度下のせんげにでも流れたりしたら、下に住んでいる者はいい迷惑ですよ。そのような甘ったるいことを言っはいいけない、もっと真剣になってやってもらわなくては。

生活環境課長 そういうものが流出しないようには、今、例もございましたが、地方事務所と私のほうで指導はしておつもりでございます。長年、懸案のところもございまして、地方事務所もあそこへは数回は行って指導はしている段階でございます。

白木俊嗣委員 指導などと生やさしいものではない。正直言って、ちょっと大雨が来ると、1時間に40ミリメートルだ、50ミリメートルだという雨が降れば、あれは、必ず下に流れてきて、川下の側溝に入る。あれが、あふれば、みんな、田んぼに入ってしまう。そのようなことを言っないで、もっと的確な指導をしていかなければ、指導というか、いけなければ裁判でも何でもかければいいではないですか、あのようなもの。そのくらいやらなければ、だめです、絶対に。私は見ているけれど。

それともう一つ、勝弦にできたではないですか。いろいろ問題になって、産業廃棄物の処理施設ができたではないですか。勝弦の林間学校の下のところにできたではないですか。あれは、どうなっていますか。

生活環境課長 自動車解体ですか。

白木俊嗣委員 自動車解体ではなくて、昭和電工の廃材だとか、あのようなものをみんな集めてきて、施設をつくったではないですか。

生活環境課長 フロンティアですか。

白木俊嗣委員 そうです。あの水処理などは、きちんとできていますか。

生活環境課長 フロンティアの場合には地元と協定を結んでおりまして、開発行為、それから、中間処理の中で協定に基づいた、今、水のことが出ましたのですが、大きな貯水槽を持っています。その検査をして、その検査のものを放流すると。今、その報告は、地元と東の環境対策委員会、それと私どものほうに来ておりますが、最初のときの1回、油が5ppmちょっと飛び出るものがございましたが、それは、すべてバキュームで持って行って焼却処分をしました。そのものを全部抜いて。そのあと、おそらく最初のものは、工事とかですね、初っぱなのもので、その後は、異常な数値はなくてやっております。また、確か、委員さんの御指導の中で、業者だけの測定ではだめだと。地元のほうでもそういう話が出ました。去年、私ども、塩尻市で、先ほど水質検査のあれがありましたが、その業者をお願いして、これは、費用は業者が持ちますが、業者の使っている業者と同じ日に検体をとりまして、両方で測定値を出して、それを地元と私どものほうに出しております。そう、大きな誤差と言いますか、はないということまで確認を一応、させて、地元と共に監視をしております。

白木俊嗣委員 それは、年に何回くらいやるわけですか。

生活環境課長 重金属関係は年に1回ですが、普通のものは、3カ月に1度ずつだと思いました。3カ月が4カ月くらいに1度ずつでございます。普通のものというものは、ノルマルヘキサンとかBOD・COD関係、重金属関係は、年に1回の協定内容だとちょっとっております。

白木俊嗣委員 古厩議員の一般質問の中で、その県の許可がどうのこうのという議論がありました。あれを聞いていると業者は申請さえすれば、許可が下りたと同じような話ではないですか、あれを聞いていると、実際に、それを取り締まる機関というものがなくなってしまった、今度は、何か言えば、それについては改善していると言えば、それ以上のもは追求できなくなる。県も、要するに産業廃棄物にしても何にしても、そこら中で反対があるから、あのようなゆるやかな許可制度にしたと思うけれど、あのようなことで、中信地区にみんなごみを集められたのでは、いい迷惑です。私は、勝弦に何回も行って、検査も年に何回もやれという話をしたのだけれど、ただ、あのような話を聞いていると、業者にしてみれば、申請さえ出せば、許可が下りたと同じと思っていますよ。

市民環境事業部長 前段で少し生ぬるいのではないかという話もあったわけですが、本当に最近、そういった事例がふえてきて、うちの生活環境課のほうも、私も、課長、そんなに出ていかないで欲しいと言うくらい、担当者や課長がひっきりなしに、いろいろな声が入ってくるものですから、県と連携しながら対応をさせていただいております。ただ、本当に、市としてどこまでというところが、とても難しいところもありまして、我々が入り込めないところは県のほうにということで、しっかり連携をとってやっていますので、ぜひ、その点は御理解をいただきたいと思っております。

それと、今の条例の関係、私のほうで答弁させていただいたのですけれども、今回の条例は、古厩議員さんのほうの御質問にもお答えさせていただいたように、同意書というものがなくなった分、変わってあのような協議というシステムができたのですけれども、今までは、その同意が得られなければ、そこでストップしていたのですけれども、今回は、何回も繰り返すことによって、それも業者が誠意を見せて初めてというようなところもありまして、ちょっと結果を見れば、今、委員さんがおっしゃられたように何でも出せば通用するというような感じになってしまうのですけれども、ただ、そこへ行くまでには、何回も何回も住民の方と説明会、それを、また、改善して、また、説明会、また、意見を言う、そういうのを繰り返すということになっていますので、うちからも住民の声をしっかり届けて、そういうところがしっかりと改善されなければできないのだということを業者の皆さんにもわかっていただくように、それでまた、許可権者である県の皆さんにも、本当に我々が間に入って説明をしてもなかなかわからない面があって、何回も県のほうには求めてきたのですけれども、ちょっと、正直、消極的なところもありましたけれども、今回、市長会のほうで要望をさせていただきまして、うちのみならず、うちからも提案させていただいたのですけれども、うちのみならず、県の19市のほうからも同様の意見が出て、県のほうでもしっかりと業者指導、あるいは、住民説明をしていくということで、お話になった理事者のほうからも、そういう声があったら、ぜひ、県のほうにしっかり申し入れるようにという指示もいただいておりますので、しっかり、一層、努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

白木俊嗣委員 理解しないわけではないけれど、県の許可というのは全く甘いです。だけど、どこかで、同意書がないといけないというのが、このようなことになってしまったのです。だから、本当に、そうやって言われたら、言いようがないけれど。だから、これは、なんとかならないものか。今度、東山で、また、あれができるでしょう。できれば、部長のあれで、範囲を広げて、意見を聞くことになったけれど、要するに、地元の人たちにしてみれば、それを許可することによって、地元になんかきものがあるでしょう。だから、連中は、自分たちには被害がなく、私たちは被

害はなくても、下の人たちのことを知っているかという部分があると思うのです。だから、そのような話だけれど、東山だって、結局、それなりに負担があって了解している経過があるもので、それを受けて、下のものは、本当にいい迷惑になってしまうのです。水質検査でも、やはり、下は、市の水源地にもなっているので、その辺のところは、1回だ、2回だなどと言わないで数をやって、少しでも問題が出たら、業者でも何でも、県のあれを巻き込んで、きちんとやっていかなければ、だめだと思います。皆さんに期待しているので、このようなことを言いながら、部長の責任だと思っているので。

そのほかに、少し昔聞いたことがあるけれど、ペットボトルの関係。分別収集しているけれど、ただ、今、あれを分別収集するのにキログラムあたり400円かかると言うでしょう。ではない、分別するのに400円かかるとい、1キログラムあたりを分別するのに。テレビだとかああいうものを見ていると、それを、再生して、なにになにに変えるなどと言っているけれど、実際には、あれは港に積み上げてほとんど中国に流れている。中国に流れるのは、キログラム5円。それだけの経費をかけて分別収集してみても意味がないと思うのです。その中で、ある学者たちに言わせれば、分別収集しないで、あれを普通の一般家庭ごみと一緒に燃やしたほうがどれくらい効果があるかわからないと言っている。要するに、あれは、石油からできているから、火力についても強いわけですから。それによって、燃料が不要になってくると思うのです。そのようなことがあってから、自治体の約7割が分別収集をやめたという話があると聞いてね、そういうものを見ている中で、うちだけ、まだ、分別収集をしているけれど、それに意味があるか、お尋ねしたいけれど。

生活環境課長 ペットボトルの件でございますが、昨年もありまして、昨年もというのは、議論が違いますが、ペットボトル自体が中国に売ると高価に流れました。御存知のとおり、アルミから鉄からペットの関係も、がたっと落ちた時点ではペットもやはり落ちて、答になるかあれですが、理論的には、なるべくごみを回収して資源化していくという方向での議論というものはありますので、それに私どもは政策として乗っているわけですが、もう一つは、ペットが非常に中国のほうに出ていまして、自治体の中では、自主流通ルートで中国に出していたところがございます。その7割、たぶん、減ったというのは、去年、一昨年、一昨昨年あたりから、協会で、うちは、協会の、要は、国の指導でいう協会にペットボトルを分別して集めて、協会をお願いしているわけです。協会では、ペットボトルの場合には、処理費をもらう入札ではなくて、有価入札をしております。ですから、ペットは雑入で、うちのほうは協会のほうからお金が来ている、歳入で入っていますが、それを中国に売った場合にはもっと収入がありまして、それで、自分の自治体ルートでやったほうがいいというのがございました。ところが、去年の9月頃ですか、ちょうど1年前ですが、アルミ、鉄と同時にペットボトルが非常に落ちました。それで、中国のほうではけなくなりまして、国のほうが協会に司令を出しまして、処分のできない市町村があるので、協会で受けて再入札をしてください。ただし、4月からお願いしてある市町村には迷惑をかけない方法をとりなさいというような、簡単に言えば、そういうのをやった事例もございます。ですから、ペットボトル自体は、先ほども言いましたが、7割くらい分別をしていないというのは、私は、聞いていないのですが、協会で、きちんとしたものであれば、それを有価で買って資源化する事業を、協会を通して市のほうにお金がかかるというルートになっておりますので、それがペットの回収費用と分別費用とあうかどうかというのはあれですが、ただ、国の政策の中の、そういう協会ルートの中でそれに分別していただくのが、1つの資源化の施策でないかと私は考えております。

それから、もう一つ、先ほど言いました焼却炉でペットボトル、たぶん、ペットボトルではなくて、包装用のプラスチックを分別収集しましたが、そのものを入れたほうが燃料的には助かるのではないかという議論は、住民の方からも

地区説明会に行ったときにありました。長野のほうで研修があったときには、そういう学者の方もおいでになりました。ただ、炉などを燃やす場合には、炉を、最初、温めます、1時間、2時間。要は、ダイオキシン対策もごさいますが、そのときには、どちらにしても重油を出さなければいけませんので、その後、うちの施設には、流動床ですので、ある量ずつ、ぽっ、ぽっやっていく内容ですので、プラスチックが入っているから効率が悪いというふうには、今のところ考えてはいないのですが、ただ、その処理の関係でいけば、プラスチックが若干あったほうが、燃費効率がいいというようなお話はたまにメーカーから聞いておりますので、全然、その推量が当たっていないということではないというふうに理解はしていますが、うちのほうでは、今のところ、市民の皆さん、村民の皆さんにお願いして、容器包装とペットボトルは分別させていただき、お陰さまで、容器包装のプラのほうの成績が良くて95%の含有率になってきておりますので、ことしは、その奨励金と言いますか、若干、協会から、それが戻ってくるような内容になっておりますので、ぜひ、資源化への御協力はお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

白木俊嗣委員 私の言っていることは、全然、的を射ていないようなことを言うけれど、実際、テレビで学者先生が言っていたのです。私は、これをあえてメモをしていました。だから、今、私が言った、要するに、回収するのに400円かかって、ことしは、中国はあれだと言うけれど、それを出して400円の経費がかかるという話を、これは、私の、今、言ったことはうそだと思っておりますか。それで、今、協会からどうのこうのという話をするけれど、実際に、皆さん、これを売ることによってどれだけの収入があって、協会から助成金が来ると言うけれど、どれだけの収入が、今、あるわけですか。

環境計画係長 平成20年度のペットボトルですけれども、単価が33円で、また、収入のほうで出てまいりますけれども、ペットボトルで356万9,637円でございます。

白木俊嗣委員 先ほどの、課長に聞くけれど、先ほど言ったことは、的を射ていないわけです。正直言って、テレビで学者先生がそういうことを言っていたのです。ただ、実際に356万円くらい返ってくると言うけれど、ただ、これを資源化して再生するなど言えば、ものすごく経費がかかっていると思うのです。新しいものを、今でも、古紙の再生だなんだかんだと言っても、結局、あの業界も、結果的には、申し訳ございませんでしたと謝らなければいけないことが何回かあったでしょう。実際には、要するに再生紙でなかったというようなことで、やはり、業界も、行政が騒ぐので、それをやろうと思うけれど、実際には、再生するというのはものすごく金がかかったと思う。

生活環境課長 確かに、おそらく、再生するのに、一応、例えば、ペットボトルの場合ですと、それを協会のほうで有価で買って行って、業者さんに処理、使用できるものに変えるようなふうにはしているわけですが、それ自体は協会を通したり、国の施策で、そういう処理方法のところの業者さんには補助金等を出して育成をしておりますので、その関係でいけば、全体からいけば、おそらく資源化のほうが焼却よりはコストがかかっていくと思います、商品までにするまでには、ただ、今言いましたように、資源、あるいは、CO2の関係、この前の議論でもありましたが、すべてやっていけば、CO2が余計にかかるのではないかと議論もありますが、一応、ごみをなるべく少なくして、資源化にして、リサイクルしていくという3Rの方法のうちもやっていくべきかなというふうには思っております。

中野長勲委員 ペットの関係は、それだけれど、古紙の関係で、一時は、新聞紙、雑誌、段ボール、何とかと分別されていたけれど、今は、何でもいいと、それは、どういう関係でなってきたわけですか。

生活環境課長 この4月からは、新聞とチラシを今までは分けて出してくださいというのを、今度は、一緒でもいいですよというふうに4月から変えさせていただきました。これは、チラシとか、それからチラシに使っている紙がわり

とよい紙を使っていますので、そのインクや何かのメーカーの処理するほうで技術が上がって、そこに出せるようになったということで、分別をしなくても、チラシと新聞紙の関係を一緒に処理できると、含有の関係もインクが取れると、取ってしまう技術ができたので。ですから、その分、皆さんは今度は楽ができるので、業界も努力をしているので、皆さんにも分別の手間が1つ省けますので、そういうものを採用させていただいて、いいよと。それは、どちらかと言ったら技術の関係です。

中野長勲委員 確か、今までは、チラシ、雑誌、新聞、別々に袋に入れて出していたけれど、最近は一括でいいということになったが、それだけ企業が努力しておれば、我々も、それに協力しないといけないけれど。今言う、再生するよりは焼却したほうが確かに安いと思う。とは思うけれど、そういった形で、古紙の場合には、今は、技術が先行してくれたということは、確かに認めたいと思います。わかりました。

小野光明委員 少し戻りますけれど、東山の産廃の関係ですけれど、これまでの説明会を半径1キロメートルですかの範囲に絞って、説明をしてきたということなのですから、半径1キロメートルの根拠というのはどこにあるのですか。

生活環境課長 半径1キロメートルは、県の条例の中で、今回、つくる中で、県が、最終処分場については、おおむね1キロメートルを目安に出してまいりました。その根拠は、あと、その範囲をどういうふうにするかは、また、県が住民の意見を聞いてやるということですが、うちのほうで1キロメートルということではなくて、今までは、諏訪重機さんの中では、安定型等は、東山及び塩尻環境対策委員会で、窓口になって協定もありますのでやってまいりました。今回、県の条例が3月1日、規則まで含めて施行になりました。その中で最終処分場については、半径1キロメートルの範囲の地区を周辺地域とするという形で、条例が公布されております。その1キロメートルの中に、今回、4区ですか、対象になっているということです。その1キロメートルよりも範囲が必要であれば、県のほうは、そのほかにも理由があれば説明しろということなのですが、今のところ、県のほうは1キロメートルという範囲で住民に説明をいただいている、概要説明についてという内容です。

小野光明委員 これは、地上の1キロメートルですか。

生活環境課長 地図上でもいいということでございます。

小野光明委員 そうすると地下の1キロメートルを含めると、地下水にも影響が及ぶわけですよね。そうすると、部長が一般質問の答弁に答えている範囲を広げるとなると、少なくとも上水がありますね。広げると、もっと広がるわけで、さらに広げてというところは、どの程度、考えていますか。

生活環境課長 県のほうの考え方では、その1キロメートルは、地図上の水平1キロメートルの範囲を周辺住民ということで考えておまして、地下の1キロメートルというのは考えておりません。住民に説明する、周辺関係住民を一応、1キロメートルとするという内容で来ております。今の概要説明の中では、その1キロメートルの範囲の自治体、それと関係、例えば、そこで事業をやっている方、そういう方に説明をなささいという内容でございます。ですから、先ほども言いましたように、1キロメートルのところの半径を拡大するということは、県のほうでは1キロメートルを拡大するということはしておりませんので、私ども、市のほうと県で業者をお願いをしていただいて、その周辺、特に諏訪重機さんの場合には、東地区の環境対策委員会がありますので、それとは、今の安定型については協定を結んでおります。その結んでいる中での紳士協定の中で、更に東地区の説明をしていただきたいということをお願いしていくという内容になっています。県のほうでは、1キロメートルにはこだわっております。

小野光明委員 そうすると安定型はいいですけど、管理型になるとどのようなものが入ってくるかわからないということで、当然、1キロメートルの範囲には、地下水の問題もあるし、トンネルの問題もあって、あの水を飲んでいる人はたくさんいるので、やはり、北小野の皆さんは、最近、確かに勝弦ではあったということで、新聞報道で、だいぶ、関心を持っています。特に水の問題が、当然、農作物の問題もありますけれど、やはり、そこもきちんと見ていかないと、やはり、間違うと思いますけれど、広げたほうの、水を飲んでいる人たちは直接の関係者になるので、そこを、十分、反映してやってもらいたいと思いますけれど、いかがですか。

市民環境事業部長 私のほうでお答えさせていただいたのは、今、課長のほうから話がありましたように、県の条例の中では1キロメートルということで指定されているのですけれど、住民の皆さんに説明したおりに、やはり、そういう心配等が出てきているということ、我々のほうで伝えていくという形になります。少しというか、住民の意見を聞いて広げていただけないかというような意見になるかと思うのですけれども、その辺は、地域の皆さんの声をしっかりと反映できるように、我々も努力はするのですけれども、今、おっしゃったように、1キロメートルという範囲があって、それを県がどのように考えるかというのは、いろいろな考え方がありますので、結果として、絶対大丈夫だということは言えないのですけれど、ただ、意見書の中には、そういった意見は強く申し入れをしていこうと思います。

市長への手紙のほうにも、やはり、勝弦の方のほうから、そういった心配のお手紙をいただいておりますので、今、そのようなことにも対応しているところですので、よろしくお願いたします。

小野光明委員 当然、対応していただかなければいけないのですけれども、正確な情報がどうも伝わっていないですし、私も断片的なので、1つ整理して、この問題は大事なもので、きちんと広報なり、行政側でわかっている情報でもいいのですけれど伝えないと、いろいろ心配になるので、説明会をやるならやるで、その辺はきっちりやってほしいと思います。

市民環境事業部長 きのう、古厩議員さんの一般質問にもお答えさせていただいたかと思うのですけれども、たぶん、市民の皆さんが、事業者のほうの説明だけでは、まだ、わかりにくい点とか、県の行政としての意見を聞きたいとか、いろいろな意見があるかと思えますけれども、先ほど少し申し上げましたように、県のほうも対応するというふうに言っているものですから、ぜひ、地域の皆さんで、何かまとめていただいと申しますか、そういう場を設定してほしいということで要望していただきまして、もちろん、うちがそれを聞いて伝えていくわけですけれども、そういった形を、ぜひ、そういう場を取っていただいて、県から我々が説明しきれない部分をしっかりと説明していただけるような、そして正しい理解をしていただくということが一番大事かというふうに考えておりますので、ぜひ、また、そのようなところで委員さんのほうでも、そういった発言をしていただけたら、大変、ありがたいです。

小野光明委員 やぶさかでないです。ぜひ、お願いします。

金田興一委員 環境衛生費の関係で171ページ、衛生部長・班長の謝礼1,065万9千ながしの関係ですが、近年、環境衛生意識の向上というのは、かなり、市民といえますか、区民に浸透してきているということで、衛生部長にかかわる負担というものは、区だとか地域によってかなり濃淡はあろうかと思えますけれども、一昔前に比べて、かなり、衛生部長の負担が軽減をしてきているというのが、大方の区ではないかなというふうに思っているわけでございます。例えば、衛生部長手当等の算出の根拠、衛生部長が均等割で2万3,100円ですか、それから、戸数割が、ちょっと聞こえなかったのですが、あとで教えていただきたいのですが、この基準というのは、何年頃に改正された基準、現行基準のもとは何年頃のものになるのでしょうかというのが1点、もう1点は班長の謝礼という形で出ているわけですが、

が、各現場に行った場合に、本当に、この班長の謝礼というものが、求められる姿で適正に行き渡っているのかどうかという、そういう疑問の声が、結構 寄せられていますので、この辺については、どのようにお考えなのか、2点についてお伺いしたいと思います。

生活環境課長 今の衛生部長さん、それから、衛生班長さんの手当は、平成17年の有料化の頃に、なっていると思います。有料化の指導、それから分別、容器包装のプラスチックの分別、その時の説明等のときに大変ということで、今の金額でなったと思います。戸数割、衛生部長さんは1戸55円です。それから、班長さんが400円です。今、委員さんの言われたように、その当時、プラスチックの分別、それから、分別の徹底、スケジュールの管理等を含めて、もう1つ有料化もございます。大変ということで、上げたということもございます。私どものほうにも、何と言うのですか、有料化も割と安定してきたし、分別も大所のはそうやってきたから、衛生部長、衛生班長さんの、この基準は、行政連絡長さんたちのものになからあわせてございます。そういうのでいけば、少し、地域によって格差が出てきているのではないかというお話を聞いております。それで、今回、去年でございますが、去年の衛生協議会、各地区にございますが、衛生協議会の方たちに、衛生部長さん、衛生班長さんの手当は、きちんと個人に行っている区と、そうではなくて、地区の衛生活動の中に、それは区のほうに入れている場合もございますし、衛生協議会に入れている場合もございます。実際の話、そういう活動費に使って、衛生協議会とか、衛生の会計のほうから衛生部長さん、衛生班長さんに手当がいくという内容も、実際、聞いております。その関係で、アンケートをとらせていただいております。大半は、衛生部長さん、衛生班長さんのところに、衛生班長さんの個人のほうに報酬として行っているという御回答をいただきました。ただ、中には、その報酬を地区活動の活動費に、全額ではございませんが、行っているという内容で聞いております。ですから、その辺、行政連絡長のほうの内容と見させていただいて、それについては、衛生協議会のほうに投げかけた経過が3月のときにございます。ただ、衛生協議会の理事の方たちも、地区で活動している内容でも使っているので、ぜひ、というお話もございましたが、もし、これを見直して、実際に活動しているのであれば、それぞれの活動の費用のほうにそれをそちらに振り替えて、しっかり活動してもらおうという内容でも、また検討させていただきたいと思いますが、ちょうど今、アンケートを取りながら検討しているところです。

委員長 課長、せっかく熱心に説明をしていただきまして、よくわかりますけれども、もう少し簡潔に1つ御答弁をお願いいたします。

金田興一委員 ありがとうございます。確かに、今、言われたように、いろいろな形態、区によって違ったり、スムーズに行っているところもあれば、この後の資源物の回収事業の補助金、これも含めて、疑心暗鬼になっている地域も現実にあって、私は、大門ですけれど、大門以外の人から、うちのところには、こういうものが衛生部長のところに、全部、市から振り込まれると、それが、貯まり貯まったまま、どうにもなっていないとか、それから、あるいは例えば、資源物の回収の関係について言えば、衛生部長の口座に入るために一般区民は全然知らないだとか、その用途については区民には明らかにされていないのだとか、あるいは、中には、区の財政に入れてしまっている区があったり、まちまちなので、一番の問題点というのは、いわゆる、区というのは自治組織ということで、行政の直接の組織ではないということで直接入れていないけれども、区によっては、衛生部長が区の役員としてきちんとなっているところ、また、あるところでは、衛生協議会というもので、区の組織とは別になっているところ、この辺の複雑さはあると思うのですけれども、やはり、資源物を出すのは、全部、区民であり、いろいろな管理をしているのは区がやっているわけなので、この辺のところをもう少しすっきりできないものか。つい先日、うちの、金額は言わなかったけれど、たくさん貯

まってしまう、隠して、調べたら出てきたとか、また、あるところでは、一部の人で使っていて、区民には知らせてなかった。わかったから区に入れたというふうな、これは、やはり、区のほうに入れてもらうのが、私は、一番、塩尻市を明るくしたり、効率的にしたりするには、よいと思うので、削れということは言っていないので、そのようなことについても研究していただきたいと思いますし、どんなふうなお考えか、もう1回、聞かせていただいて、時間がないので、委員長、焦っていますので。

生活環境課長 調査をさせていただき、その内容で、また検討させていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

金田興一委員 はい、いいです。

古畑秀夫委員 先ほど、廃棄物の処理の関係で、今朝の新聞です。きのう、古厩委員の質問で出ている、堅石、洗馬地籍のですけど、堅石のところと太田の北の郷原のところと、2カ所出ていると思うのですが、代表説明会を各地区で7月頃やったようですが、その業者の動き、あと、細かい計画などというものは、具体化されているのかどうか、その辺を、わかりましたらお願いしたいと思います。

生活環境課長 係長のほうから、お答えします。

環境保全係長 今、ヒナトレーディングとクリーンカーライフの使用済みサイクル法の関係のお話だと思いますけれども、今、両方とも代表説明会が終わりまして、ヒナトレーディングにつきましては、その代表説明会の報告書が県のほうに出しております。そのあと、事前計画協議というようなことで詳細な事業計画は、今、立ちまして、県のほうに提出をされまして、その写しが市のほうに来ているというような状況です。今後の状況としましては、私どものほうで、各課のほうでお願いをしまして、土地利用関係について、法的に制限があるかどうか、条例的に制限があるかどうかというものを確認をさせていただいて、県のほうに意見を述べまして、そのあと、事業者のほうは、説明会、今度は、詳細説明会を説明するための打ち合わせをしてやるような段取りになってくる予定になっております。クリーンカーライフのほうは、説明会は終わっておりますけれども、その議事録、議事報告、終了報告書が県のほうに提出をされていないという状況ですので、まだ、その時点で、次の段階に進んでいないというような状態になっているところです。

古畑秀夫委員 そうすると、まだ、これから、詳細の説明会というのは、もう1回なり、2回なりあるということではないわけですか。

環境保全係長 そのとおりになります。

小野光明委員 177ページの「新エネルギー導入普及事業補助金」の中で、ソーラー発電システム36件ということなのですが、この補助率はどうなっていますか。

生活環境課長 1キロワット当たり1万7,500円で、10万円が限度です。

小野光明委員 ある人に言わせると、塩尻市はめちゃくちゃ安すぎて話にならないということで聞いていて、特に1月から、売電料金が20円から48円になるのかな。せっかく考えているのに、やる気をなくしたというのですけれど、今後、その辺はどう考えているのでしょうか。

市民環境事業部長 6月の議会でも御質問をいただきました。周辺の市町村と比べると、少し塩尻市は安いのではないのかという御意見で、前向きに少し上げる方向で考えておりますので、また、御相談をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

小野光明委員 そうすると、新年度からということですか、早くても。

市民環境事業部長 新年度からになるか、どうか、ちょっと、あれですけども、そのつもりで予定していますので、これから、まだ予算等がありますので、そう言って、一応、担当者は、前向きに考えているのですけれど、よろしくお願ひします。

小野光明委員 補正もあるという判断でよろしいですか。

市民環境事業部長 太陽光の関係、だいぶ、申請が、電気のほうで来ていまして、もう支払いをしてきている経過もありますので、やれるとしたら、来年度かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

白木俊嗣委員 私が見ていたのは、保健対策費がありますね、これは、補正で1,400万円近いものがなくなっていますね。これは、全体の、大腸検診だとか、あのような検診の件数が減ったということですか。

委員長 何ページですか。

白木俊嗣委員 167ページ。

健康づくり課長 これは、平成20年4月に医療制度の改革によって、市の国保の関係が、特定検診とか、そちらのほうに変わってきていますよね。そのような関係で、その部分が後期高齢者というもののほうに移ったりしたりとかというぐあいに分れていますので、実際には、金額は、ここで8,600万円くらい減っています。なので、そちらの、ほかのほうへ、全部、流れていますので、トータル的には、たぶん、もっと金額は上がっていると思います。

白木俊嗣委員 それでは、検診している人たちが、人数が減ったということはないのですね。

健康づくり課長 違います。

白木俊嗣委員 先ほどから見ている、一緒に言えばよかったと思うけれど、不法投棄の関係が、若干ふえているという。最近、家庭ごみが出るのを見ていると、料金を取られるようになったので、それで出すのを渋っているようなところがあるのです。やはり、有料化になったために、不法投棄がふえたというような話はないですか。

生活環境課長 不法投棄の苦情などの件数からいって、そんなに横ばいですので、有料化によって、今のところ不法投棄がふえているとは考えておりません。先ほど申し上げた、若干処理量がふえているというものは、エコウォークとか、全市一斉清掃のものも含めまして、そこに処理費も、シルバー人材センターの方たちにお願ひして回っている、あるいは、山の中で不法投棄がありまして、地区のほうから通報と言いますか、連絡がありまして、そのの片付けに行ってしまうという形のふえかなというふうに思っております。大きなふえではありませんので。

白木俊嗣委員 ふえてなければいいけれど、現に、山菜採りに勝弦とかに入ると、結構、不法投棄がいっぱいしてあるのです。上がって見ると、テレビからはじまって、大きいものがいっぱい捨ててある。ということは、有料化したために出すのをやめて、山へ持って行くのではないかという気もするのです。一度、今度は、荒井のところをずっと歩いてもらえば、結構な量なのです。荒井から高ボッチに上がっていく、岡谷のほうから上がる、あの道路脇だって、結構、落ちている。一度、ちょっと見てきてください。

金田興一委員 今、不法投棄の話が出たので、少しお伺ひしたいのですが、不法投棄の処理にこれだけ、1,400万円かかっているわけなのですが、塩尻市はポイ捨て禁止条例も出てきているし、当然、この条例に抵触するような事例もあろうかと思ひますが、告発した事例というようなものはありますか、どうですか。

生活環境課長 市の条例では、告発した事例はございません。市の条例、前も、議会でも御説明しましたが、市の条例の前に、もし、特定できる者がおりますと、廃掃法のほうが動き出しますので、どちらかと言ひますと、不法投棄で行為者が判明するものについては、すぐ警察の廃掃法のほうで摘発になってきているというのが現状でございますが、

市の条例では、まだ、1件もございません。

金田興一委員 県内でなくて、県外で見た事例ですが、不法投棄で捨ててあるところ、警察の捜査するテープを貼って、不法投棄で、現在、捜査中なので、一切、触るなどというのを書いて、1カ月先、見たことがあるのです。やはり、何か、そういう、1つの事例をやれば、かなり抑止力になると思うのです。テープをばーっと貼って、1カ月先、捜査中ということでやった、そういう現場を県外ですけれど見たことがあります。やはり、積極的にこういうものも対応するというのも、ひとつ大事かなと思いますので、参考にさせていただければと思います。

中野長勲委員 その件で、不法投棄が、若干、ふえていると言うけれど、確かに、そのような気もする。今まで、不法投棄の中で、不法投棄をした人を摘発した例があるかないか。それについて、マスコミで報道できるものか、要するに、処罰というか、そういったものができるかどうか。まず、要するに、捨てた人が、なんと言うか、挙げられたというか、見つかったという例はありますか。

生活環境課長 平成20年度では、6件、警察のほうで摘発しております。個人の方もおりますし、事業者の方もおります。

中野長勲委員 それを、市内に問わず、市外もあると思うけれど、そういったものは、ただ、警察が摘発するだけであって、本人の処罰とか、マスコミで報道された、塩尻市内でそういった例はありますか。

生活環境課長 今の件数は、塩尻警察署で摘発ですので、不法投棄の罪状で告発されています。

中野長勲委員 でも、それは、市民は知らないですね。市民は知らない。だから、捨ててわからなければ、もうけものだという感じで捨てられると困るわけです。だから、やはり、罰は罰として、罰則を与えるべきだと思うけれど、その辺はどうですか。

生活環境課長 廃棄物処理法は、すぐ、それになれば、告訴されて、罰金ばかりではなくて、拘留されますので、何というのですか。

中野長勲委員 要するに拘留されるわけですね。

生活環境課長 逮捕されます。

中野長勲委員 逮捕される。けれど、それは、市民は、実例を知らないわけです。1回捨てたらわからなかったのも、また、捨てると、現に、タイヤの不法投棄など、何回も同じ地区に出てきたという例もあるのだけれど、やはり、警察なら警察なりに、毅然とした、何と言いますか、逮捕したら逮捕して名前を挙げるくらいの摘発をしてもらいたい、私は、思います。

委員長 要望でよろしいですか。

中野長勲委員 何か機会があれば。

生活環境課長 警察のほうの生活安全課と、また、御相談しながら、検討させていただきたいと思いますが、PRは、公にできる罪状が決まっていればできますので、検討させていただきたいと思います。

委員長 よろしいですね。ほかにございませんね。それでは、民生費、衛生費に関しましては、以上で閉めたいと思います。

ここで、一たん、休憩をします。10分間。そして、再開したあと、消防費、公債費、予備費、そして、財産に関する調書の説明をいただきます。続いて、歳入の説明もあわせてお願いしたいと思います。そして、もし、午後5時を過ぎましたら、少し延長させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。説明まで進めてしまうということにして。

古畑秀夫委員 きょうは、説明だけで。

委員長 説明だけです。説明は、いかがですか、時間的に。例えば、午後5時、いっぱい過ぎてしまいますか、歳入まで行きますと。

〔「歳入は時間がかかる、明日」という声あり〕

委員長 それでは、歳入の前で切ります。それでも、午後5時を回るようでしたら、それは、少し延長をさせていただきますので。それだけ、了承をお願いします。それでは、35分まで。

午後4時25分 休憩

午後4時35分 再開

委員長 少し早いですが、休憩を解いて、再開したいと思います。それでは、消防費、公債費、予備費及び財産に関する調書についての御説明をお願いいたします。

消防防災課長 246、247ページをお願いいたします。決算説明資料につきましては、60ページになります。9款消防費、1目常備消防費から説明させていただきます。備考欄の一番上の白丸、消防負担金、一番上の黒ポツ、松本広域連合負担金5億8,000万円余でございます。この内訳でございますけれど、消防費負担金5億5,800万円余、常備消防運営のための負担金でございます。それから、人件費負担金、3つございますが、これは、広域からの派遣職員人件費でございます。人件費負担金の（退職手当）これにつきましては、本年3月に退職をしました広域職員のうち、本市で採用となりました職員の退職金について、塩尻市が負担をする分でございます。

その下の黒ポツ、松本広域連合負担金、（高速救急業務）1,050万円余でございますが、これにつきましては、高速道路の救急業務に対して、中日本高速道路株式会社からの支弁金を負担金として支出をしているものでございます。

一番下の黒ポツ、木曽広域連合負担金438万2,000円、これにつきましては、木曽広域の消防庁舎建設などの起債償還分でございます。

次、2目の非常備消防費をお願いいたします。備考欄の上から3つ目の白丸、団員報酬、消防団員報酬910人分の報酬2,210万円余でございます。

それから、一番下の白丸、消防団補助費、一番上の黒ポツの消防団員退職報償金でございます。926万8,000円。これにつきましては、5年以上勤務した団員38人に対しまして、その団員の階級、あるいは、勤務年数に応じまして、退職報償金を支給したものでございます。

次のページをお願いいたします。一番上の白丸、消防事務諸経費、これにつきましては、消防団事務の運営経費にかかわる経費でございます。内容につきましては、通常の一般運営経費でございます。

2つ目の白丸、消防団諸経費、これにつきましては、消防団の消火活動に必要な資機材の購入等の費用でございます。主なもののみ説明させていただきますが、上から7つ目の黒ポツ、電力使用料、これにつきましては、消防詰所38カ所分の電気料でございます。277万円余でございます。

その3つ下、被服費、これにつきましては、消防団員が活動するための法被、あるいは、活動服などの被服費でございます。284万円余。

それから、いくつか下の、中ほどの備品購入費、630万円余でございますが、この主なものは、真ん中にございます消火栓ホース格納箱等の費用でございまして、あとは、ごらんの備品でございます。

その下の白丸、消防負担金、これにつきましては次のページをお願いいたします。一番上の、1つ目の黒ボツ、消防団員退職報償金負担金1,843万2,000円でございますが、これにつきましては、5年以上勤務した団員に対しまして、退職報償金を支払うための負担金でございます。消防団員1人当たり1万9,200円を負担するものでございまして、団員定数の960人分の負担となります。

1つ飛びまして、公務災害補償費負担金215万円余でございますが、これは、消防団員が公務により死亡、負傷した場合に、その損害に対しまして補償をするための負担金でございます。消防団員1人当たり1,900円の960人分でございます。そのほかにも消防作業従事にかかわる分、あるいは、水防作業従事にかかわる分の負担もでございます。

その下の白丸、消防交付金、これにつきましては、消防団を運営するための交付金でございます。

1つ下の消防団運営交付金でございますが、1,261万円余、これにつきましては、団員数、世帯数、車両数などに基きまして、各部へ交付をしている交付金でございます。

その下の災害出動交付金342万円余、これにつきましては、消防団員が火災の消火活動や、あるいは、行方不明者の捜索活動をするための出動に対しまして、交付をするものでございまして、半日の場合は1,500円、1日の場合は3,000円を1人当たり交付したものでございまして、平成20年度につきましては、34件出動した交付金でございます。

その2つ下の白丸、消防団活性化推進事業99万円余でございますが、これにつきましては、消防音楽隊の活動費でございまして、消防の音楽活動を通じまして、団員の士気高揚を図ると共に、市民への防火防災の意識の啓発を図るための費用でございます。

それから、次、3目消防施設費をお願いいたします。備考欄の1つ目の白丸、消防施設整備費5,730万円余でございますが、主なもののみ説明をさせていただきます。

黒ボツの4つ目、防火貯水槽新設工事640万円余でございますが、これにつきましては、下西条と元町に20トン級の防火貯水槽を設置したものでございます。

それから、その下の黒ボツ、消防施設等修繕工事639万円余でございますが、これにつきましては、防火貯水槽の補修工事等でございます。

1つ飛んで、詰所の建設工事1,134万円、これにつきましては、広丘分団第1部、郷原の消防詰所を建設したものでございます。木造2階建て、約85平方メートルの建物を建築したものでございます。1階は車庫、2階が会議室でございます。

それから、その下の黒ボツ、小型動力ポンプ購入費、これにつきましては、塩尻分団第7部、柿沢になります。それから、宗賀分団第6部、桔梗ヶ原の消防小型動力ポンプを購入したものでございまして、329万7,000円でございます。

その下の黒ボツ、消防ポンプ自動車購入費1,585万5,000円、これにつきましては、北小野分団の第2部、宮前・大出の消防ポンプ自動車を購入したものでございます。

一番下の消火栓新設改良負担金1,214万円余、これにつきましては、消防整備の未整備地区を重点に消防整備の充実を図ったものでございます。次のページをお願いいたします。その内訳といたしましては、新規の設置分が5基、移設の修繕分が14基でございます。

次、4目水防費をお願いいたします。備考欄の水防施設管理諸経費でございますが、これにつきましては、災害用の

土嚢袋、あるいは、砂などの購入費用でございます。以上でございます。

財政課長 続いて公債費をお願いいたします。316、317ページでございますが、317ページ中段にございますけれども、元金につきましては、814件で、長期債元金28億828万7,734円でございます。前年より3億3,700万円ほどの減となっております。また、利子につきましては、長期債の利子が5億1,515万1,949円でございます。対前年2,700万円ほどの減ということでございます。また、一時借入金につきましては、137万1,956円の利子ということでございました。

企画課長 同じページ、13款の諸支出金の一番下、土地開発公社費の関係でございます。この関係につきましては、土地開発公社が、計画的な用地取得にかかわる費用、運営費用等を無利子の貸し付けによりまして、支援をするものでございます。2億1,589万円を貸し付けております。

財政課長 次のページをお願いしたいと思いますが、予備費でございますが、特別に充当したものはございませんので、予備費は1,000万円を減とさせていただき、ゼロということでございますのでお願いします。

次に、財産に関する調書についてお願いいたします。ページでいきますと497ページでございます。まず、総括表がございますが、土地の関係では、行政財産、普通財産等がございますけれども、総括では、平成20年度年度末におきましては、2,057万6,914.58平方メートルということになりますけれども、対前年プライマイでございますけれども、プラスの5,819.91平方メートルの増ということでございますし、建物につきましても、木造、非木造でございますけれども、総括としましては、25万6,399平方メートルということで、対前年度495.64平方メートルの増ということでございます。

内容について申し上げます。499ページでございますけれども、中ほどの洗馬小学校についてでございますが、木造の建物につきましては、プールの改築に伴いまして、付属と機械室がございますが、これが新設されたものでありますし、横の非木造、これは、取り壊してございますけれども、古いものを取り壊したということでございますのでよろしくをお願いします。

次に503ページまでをお願いしたいと思いますが、503ページの下から4行目、以下3行、衛生センター関係でございますけれども、平成20年度、生活環境課から下水道事業会計へ所管がえとなったわけでございますが、この調書に未記載となっておりますために改めて掲載をさせていただいたものでございます。

次に504ページでございますけれども、上から5行目に復元家屋がございますが、木造の建物11.66平方メートルにつきましては、高床式の倉庫を新築したものでございますし、その下の55.82平方メートルのマイナス分につきましては、復元家屋の焼失をしたものでございますので、お願いいたします。

次に505ページの下の方に、公営住宅の床尾の部分がございまして、木造で1,051.23平方メートルの増でございます。これは、F棟、H棟、それぞれ木造2階建て、7戸ずつでございますし、これに、それぞれに1棟ずつの物置が建てられたもの、新築になったものでございます。また、非木造については、既存住宅の1棟の取り壊し分でございます。

また、一番下の公営住宅、平沢の母沢にあるものですが、これまで、教員住宅として使用してまいりましたが、老朽化のために用途廃止といたしましたので、普通財産への移動となるため、ここでは、減となるものでありますし、木造の建物についても同様でございます。

次に506ページ、中ほどよりやや下に中央スポーツ公園管理棟というふうにございますけれども、この名称で中央ス

ポーツ公園全体のことを表しておりまして、土地の関係で39.33平方メートルの減でございますけれども、グラウンドの右奥のほう、ちびっ子広場のところ、その北側が宅地開発されまして、その通路、道路用地に提供した部分がございます、39.33平方メートルの減ということでございます。

次、508ページをお願いいたしますが、中ほどに緑地公園がございますが、土地の関係で180平方メートルの増でございますが、これは、駅西から平出へ渡ります平出遺跡の跨線橋、その西側の部分のところは宅地開発をされましたが、その緑地を寄附していただいておりますので、その分の増ということです。

509ページ上から4行目、原口の作業所でございますけれども、老朽化して取り壊してございますので、木造の建物73.68平方メートルの取り壊しでございます。

次のページ、510ページの中ほどでございますが、小坂田公園の公衆用便所、それと、みどり湖の公衆用便所、それぞれ老朽化に伴いまして、木造、非木造でございますが、取り壊してございますので、その分の減

次のページ、上から5行目になりますが、水防倉庫でございますが、塩尻アルプス工業団地の協同組合が解散になりまして、それに伴って御寄附をいただいたものでございまして、非木造で43.17平方メートルの増となっております。

514ページをお願いしたいと思います、上から4行目消火栓用地でございますけれども、土地の6.99平方メートルの増でございます、それぞれ開発した部分の消火栓用地、4カ所分になりますけれども、御寄附をいただいたものであります。

また、下から4行目に中心市街地にぎわい広場用地ということでございますけれども、これは、市民交流センター用地に変更してございますので、ここでは、961.15平方メートルの減ということでございます。

516ページをお願いしたいと思います、上から5行目、楢川浄水場の関係になりますけれども、土地につきまして、お二人から、あわせて120平方メートル御寄附をいただいておりますので、その分の増。また、非木造の建物につきましては、旧管理棟を取り壊してございますので、その分の減でございます。

下から2行目、防火水槽用地でございますけれども、高原通りの木下商店さん、酒屋さんでございますけれども、その南手前にあります区画整理した部分の一部を御寄附いただいております。これが42.00平方メートルの増でございます。

また、517ページで、一番下の行にございますが、市民交流センターの用地として5,004.04平方メートルの増ということでございます。

あと、519ページをお願いしたいと思います、中ほどよりやや下、教員住宅、北小野の上ノ原でございますけれども、老朽化によりまして取り崩してございますので、これは、80.46平方メートルの減

次のページでございますが、上から2行目、同じく教員住宅でございますけれども、町裏57号ということで、贅川の贅川小学校の少し先、右側に集落がございますけれども、ここにございました教員住宅を取り壊してございますので、その分の減でございます。

また、3行ほど飛びまして、大門一番町の住宅用地でございますけれども、旧中日新聞と言いますか、テラー水野さんのあたりのところになりますけれども、一応、駐車場の予定でございますけれども、市民交流センター用地ということで、所管がえになっておりますので、その分の減

その4行ほど飛びまして、大門一番町の児童遊戯地でございますけれども、32.26平方メートルの減ござい

すが、旧いは跡地の西側に細い小路がございましたけれども、その一部のところに、用地が、残地と言いますか、ございまして、これが、交流センター用地に変わったものでございます。

あと、524ページになりますが、中ほどに塩尻分団第6部消防詰所、長畝でございますが、これは、平成18年の移動でございましたが、移動漏れでございまして、ここで掲載をさせていただいたもの。それと下から5行目になりまされども、これは、広丘分団第1部消防詰所、郷原に新設されたものでございまして、85.84平方メートルの増でございます。

また、525ページ、下から5行目、廃道敷でございますけれども、高原通りの永原酒店の裏の部分あたりになりまされども、個人へ売却した部分がございますので、その分の計上でございますし、1つ飛びまして、宗賀歩道橋の残地ということで、比叡の山の手前のところにありますJRを越える歩道橋の用地について、移動処理漏れがございましたので、これについては、掲載させていただきました。なお、現在、新公会計制度の導入に伴いまして、土地・建物等の洗い出しをさせていただいております。そういったもので発覚したものを改めて移動させていただいている部分がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次のページ、526ページの上から4行目、宗賀小のスケート場跡地についても同様でございます。

次のページ、527ページでございますが、広丘駅北区画整理地2,912平方メートルでございますけれども、これは、八十二銀行に売却したものでございますので、よろしくお願ひいたします。

あと、529ページですが、2行目になりますが、榑川の墓地でございまして、1区画売却ができましたので、4.47平方メートルの減でございまして、残りは4区画ということになります。

それと下から2行目になりますが、床尾大堤公園でございますけれども、床尾区、あるいは、周辺の住民の方から、敷地について寄附をいただいておりますので、3,304平方メートルの増でございます。

また、その下、旧母沢公営住宅につきましては、先ほど申し上げたとおりの内容でございます。

次、530ページでございますけれども、山林の関係になりますが、所有林、分収林とも面積等については変更がございません。また、立木の推定蓄積量につきましては、前年度末現在高の数値に成長率を3.1%で見させていただきまして、それぞれ、所有林で4,400立方メートル、分収林で1,804立方メートルで、あわせまして6,204立方メートルの増ということでお願ひしたいと思います。以上です。

会計課長 続きまして、531ページの出資による権利をお願ひいたします。まず、訂正させていただきますけれども、下から6番目の長野県緑の基金出損金でございますが、実は、平成19年度の決算書には、決算年度末現在高を49万円と記載してございます。これは、榑川村からの引き継ぎなどでありますけれども、そのときの記載金の証書と言いますか、その金額が49万円と出ておりましたけれども、財政課長が先ほど申し上げましたように、いずれ、公会計に移行ということで調べ直しております、その結果、長野県緑の基金のほうへ確認いたしましたところ、緑の支援金が211万円、これは、今まで、記載してこなかったのですけれども、その榑川分の支援金が68万円ということが判明いたしました。そのために金額を、このように掲載させていただきます。前年度末現在高が、279万円でございます。

新規のものを申し上げますと、下から2つ目の長野県林業コンサルタント協会出資金5万円を新規に出資いたしました。その下、新規でございますが、地方公営企業等金融機構出資金680万円、これは、本年6月1日から地方公営団体金融機構に変更になっておりますが、これは、地方公営企業等金融機構を除きまして、8月1日に作成いたしました、

全地方公共団体が出資しております。これは、地方公共団体の事業に対しまして、長期低利で資金を融資することを目的としております。以上の結果からいきまして、決算年度末現在高、このページの一番右下にありますけれども、6億9,926万円となりましたのでお願いいたします。

次のページから重要物品がありますが、簡単にまとめて説明させていただきます。まず、重要物品ですけれども、平成20年度に登録したものは12点ございます。購入金額の多い順に申し上げますと、先ほど説明にもございましたけれども、まず、北小野分団第2部の消防ポンプ自動車、これが1台、1,510万円でございます。次が、塩尻分団の第7部と宗賀分団第6部の小型動力ポンプが2台で314万円。それから、健康づくり課のほうですけれども、歯科診療機材というものが一式ございまして、それが、146万円でございます。次に建設課の道路パトロール車が1台で106万円、その他小中学校の冷蔵庫等がありますけれども6点。あわせて11点でございます。

時間の都合もございまして、いちいち説明いたしませんので、まとめてさせていただきます。購入物品ではありませんけれども、これは除幕式も行いましたけれども、駅前の広場に塩尻ライオンズクラブから太陽光の温度計をいただきました。これは、1機、180万円相当でございます。逆に、廃棄によりまして、重要物品からはずしたものでございますけれども、消防ポンプ自動車1台、軽自動車2台、小型動力ポンプ2台、中学校の印刷機2台、計7点でございます。この消防ポンプ自動車につきましては、市役所消防隊で、消防団の払い下げと言いますか、古いものを使っておりますけれども、それを廃棄いたしまして、あと、軽自動車は、福祉課と市民課の軽自動車、やはり年数がたっておりまして廃棄いたしました。小型動力ポンプ2台というのは、先ほど申し上げました塩尻分団第7部と宗賀分団第6部のポンプを新しく購入したものですから、古いものを廃棄いたしました。以上でございます。

では、続きまして、今度は555ページ債権をお願いいたします。真ん中にあります奨学資金貸付金について訂正させていただきますけれども、これも平成19年度決算書には、決算年度末現在高を4,029万4,000円と記載してございます。今回、平成19年度に記載漏れがございまして、奨学資金、今まで、榎川村のときは、木曾広域連合で奨学資金貸与事業をやっておりまして、それを市のほうに引き継ぎました。その引き継いだ債権が1,716万円あったのですけれども、載せていなかったものですから、これを加えまして、ここにありますように5,745万4,000円と修正させていただきます。その結果、平成20年度末の現在高は、6,151万3,000円でございます。

もう1個、これは、修正と言いますか、今回から記載することにしたわけなのですけれども、一番下のふるさと融資貸付金でございます。これは、市の債権と言いますか、信州ファームと地場産業振興センターと地域総合整備財団との仲介を市がしているような感じになってはいますが、トンネル会計なのですけれども、一応、決算で出てまいりますので、ここに計上ということで、今回から記載させていただきました。

戻りまして、債権は、年度末の現在高、合計で7億1,045万円余でございました。以上でございます。

財政課長 次の556ページ以降についてでございますが、556ページは、基金の状況をお示ししてありますが、これは、歳出のほうで御説明申し上げておきましたので、省略をさせていただきます。

557ページ以降については、基金の運用状況の内容につきましてお示しをしてありますので、また、ごらんをいただきたいと思っております。以上です。

委員長 これで、全てですね。では、説明をいただきました。

以上をもちまして、本日の審査は閉会させていただきます。明日、午前10時より再開をさせていただきますので、ろしくお願いいたします。大変御苦労さまでございました。

平成21年9月10日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印